

第2次曽於市男女共同参画プラン

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

2018 年度～2027 年度



鹿児島県 曽於市



はじめに

国において、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍が求められる中、平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められています。



これまで、本市では「豊かな自然の中で思いやりの心あふれる優しいまちづくり」を目指し「第1次曾於市男女共同参画プラン」に基づいて様々な取組を行ってきました。しかしながら私たちの暮らしや社会の状況は少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化、経済情勢の変化により大きく変わりました。また、女性の社会進出の増加による家事、育児、介護の充実、地域社会のあり方の変化、男女共同参画の視点に立った防災対策の促進など新たな課題が生まれています。

こうした背景を踏まえ、お互いの人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成するため更なる取組を推進し、新たな課題に向けた「第2次曾於市男女共同参画プラン」と「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

今後は「一人ひとりの個性を認め 男女（みんな）がともに輝けるまち」を基本理念に、固定的性別役割分担意識が解消され、男性、女性がともに社会、家庭、地域に参画できるよう取り組みます。そのためには市民、事業所、地域団体、関係機関の皆様により一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、プラン策定にあたり、「曾於市男女共同参画に関する意識調査」や「曾於市まちづくりワークショップ」にご協力をいただき、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、ご提言いただきました男女共同参画推進懇話会委員の皆様から感謝申し上げます。

平成30年3月

曾於市長 **五位塚 剛**

目 次

第1章 プランの概要	1
1 プラン策定の背景及び目的	1
2 曾於市における取組状況	2
3 プランの位置づけ	2
4 プランの期間	2
第2章 曾於市の現状及び課題	3
1 人口等の現状	3
2 アンケート調査結果	7
3 ワークショップの結果	9
4 重点課題	11
第3章 プランの基本理念・施策体系	15
1 基本理念	15
2 基本目標	15
3 施策体系	16
第4章 基本理念実現に向けた個別施策	17
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた“こころ”づくり	17
基本方針① 人権尊重意識の啓発	18
基本方針② 男女共同参画に関する教育・学習の推進	21
基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる“家庭環境”づくり	23
基本方針① 家庭における男女共同参画の推進	24
基本方針② 生涯を通じた男女の健康支援	26
基本方針③ 家庭におけるあらゆる形態の暴力の根絶	30
基本目標Ⅲ 男性も女性も、ともに活躍できる“就業社会”づくり	33
基本方針① 女性の活躍と参画の促進	34
基本方針② 職場（働く場）における男女共同参画の推進	37
基本方針③ ワーク・ライフ・バランスの推進	39
基本方針④ 職場におけるあらゆる形態の暴力の根絶	41
基本目標Ⅳ 男女がともに参画する“地域社会”づくり	42
基本方針① 共生・共働による活力あるまちづくり	43
基本方針② 市の推進体制の充実	46

＜配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画＞	47
＜参考資料＞	59
第2次曾於市男女共同参画プランの推進体制	59
男女共同参画基本法	60
鹿児島県男女共同参画推進条例	66
曾於市男女共同参画推進会議設置要綱	71
曾於市男女共同参画推進懇話会設置要綱	73
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	75
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	85
用語の解説	97

第1章

第 1 章 プランの概要

1 プラン策定の背景及び目的

わが国の総人口は平成 20 年をピークに減少に転じ、人口減少社会という現実直面し、少子化及び超高齢化、経済・社会のグローバル化、未婚・非婚の増加、家族形態の多様化、地域社会における人間関係の希薄化など、社会経済環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況下では、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある地域社会づくりが求められ、家庭や地域、職場などあらゆる場における男女共同参画が望まれています。

しかしながら、出産・子育て期の女性の離職、性別による固定的役割分担から非正規労働者の多くが女性である現状、女性に対する暴力件数の増加など、性別による固定的役割分担等の社会への女性の社会参画はまだまだ十分とは言えません。

男女共同参画社会の実現は、急速な少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化等、社会経済情勢の変化に対応していくうえで、国の最重要課題と位置づけられており、お互いの人権を尊重しながら責任を分かちあい、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる社会を作ることが求められます。

「第 2 次曾於市男女共同参画プラン」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を包含するものとします。プラン策定にあたっては、「曾於市男女共同参画推進懇話会」の提言を踏まえ、これまでの「曾於市男女共同参画プラン」を継承しつつ、市の関連する諸計画との整合性を図りながら策定しました。

また、昨年実施した「曾於市男女共同参画に関する意識調査」の結果や、内閣府の「第 4 次男女共同参画基本計画」、「第 2 次鹿児島県男女共同参画基本計画」を踏まえ、これまでの成果と課題を検証し、本市の男女共同参画社会づくりの新たな指針として策定しました。

なお、このプランは、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

男女共同参画社会の定義

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

【男女共同参画社会基本法】

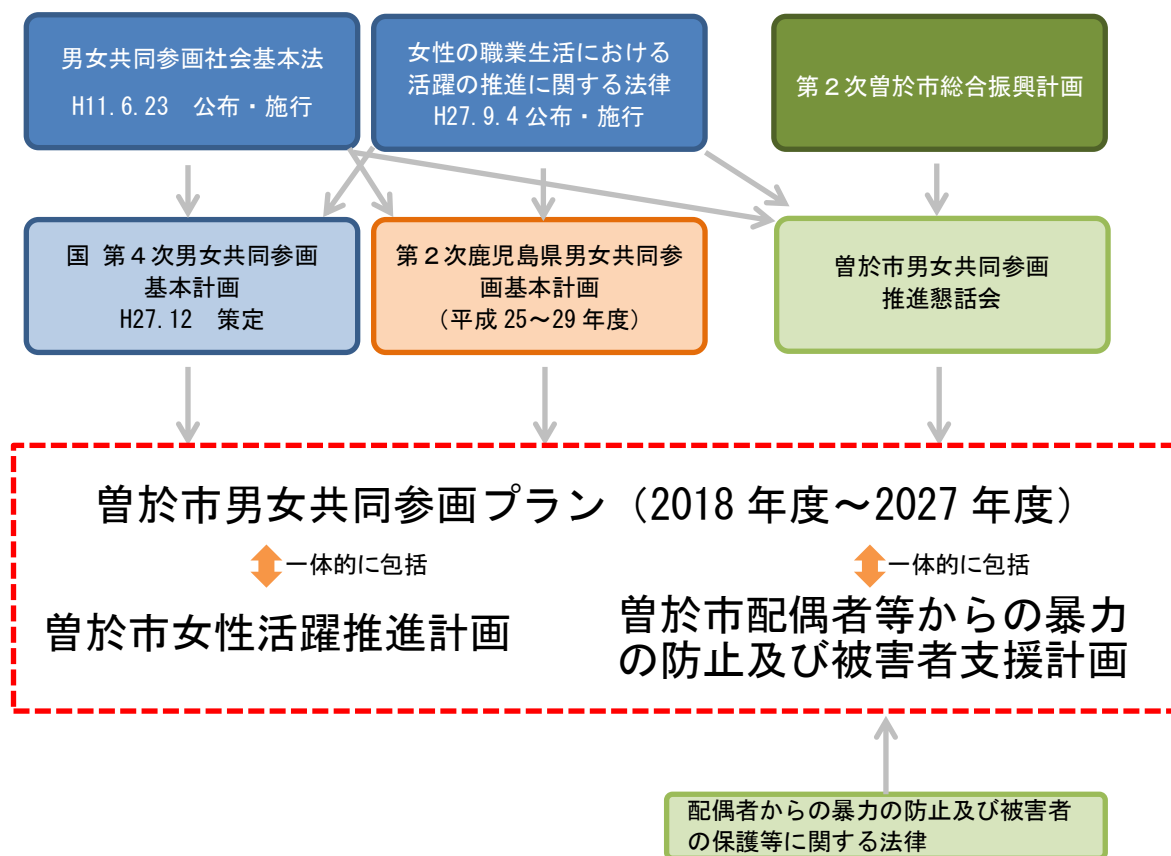
2 曾於市における取組状況

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成20年に「曾於市男女共同参画プラン」を策定しました。

プランの実施においては全庁的な取組を行い、庁内で構成される「曾於市男女共同参画推進会議」や庁外組織である「曾於市男女共同参画推進懇話会」で把握評価し年度ごとに取組状況を公表しながら様々な施策を実施しています。

3 プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条に基づく、曾於市における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的なプランであり、国の第4次男女共同参画基本計画等を踏まえて策定しました。



4 プランの期間

この計画の期間は、2018年度から2027年度までの10年間とし、具体的な取組については5年間を区切りとして見直します。

その他、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

第2章

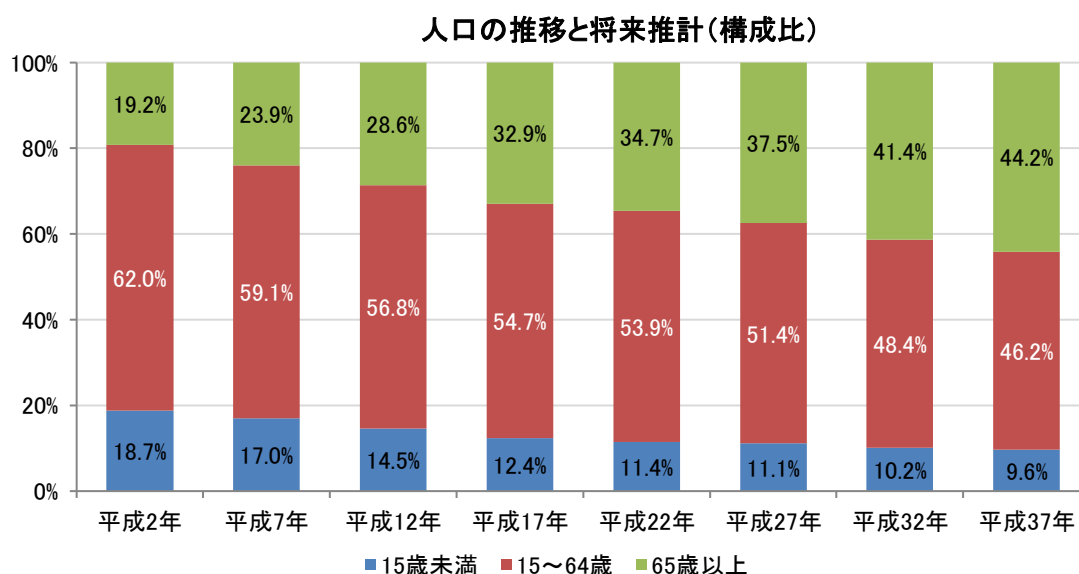
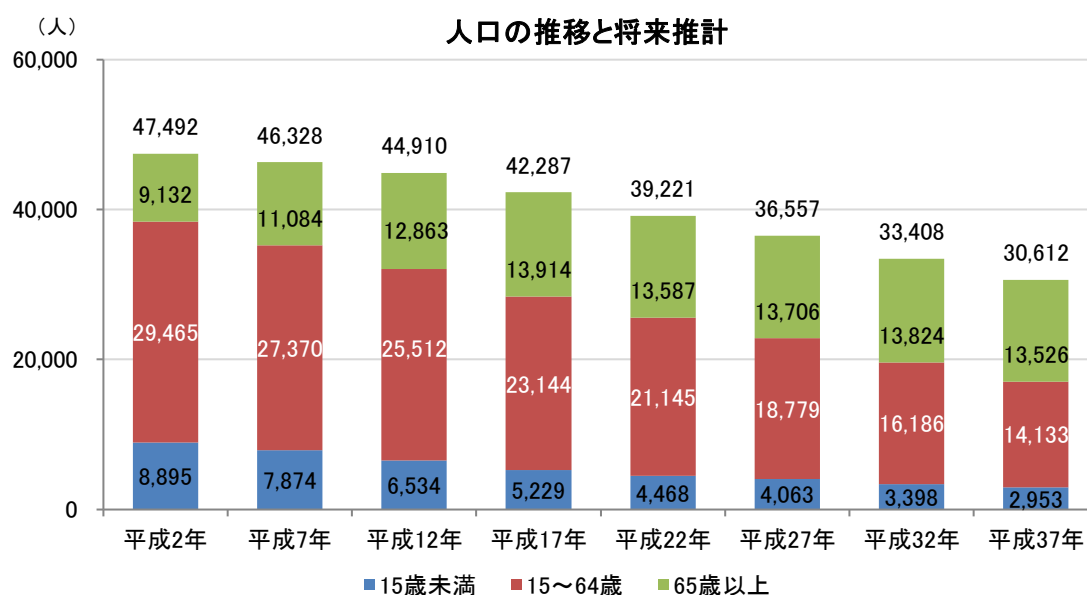
第2章 曾於市の現状及び課題

1 人口等の現状

(1) 本市の人口の推移と将来推計

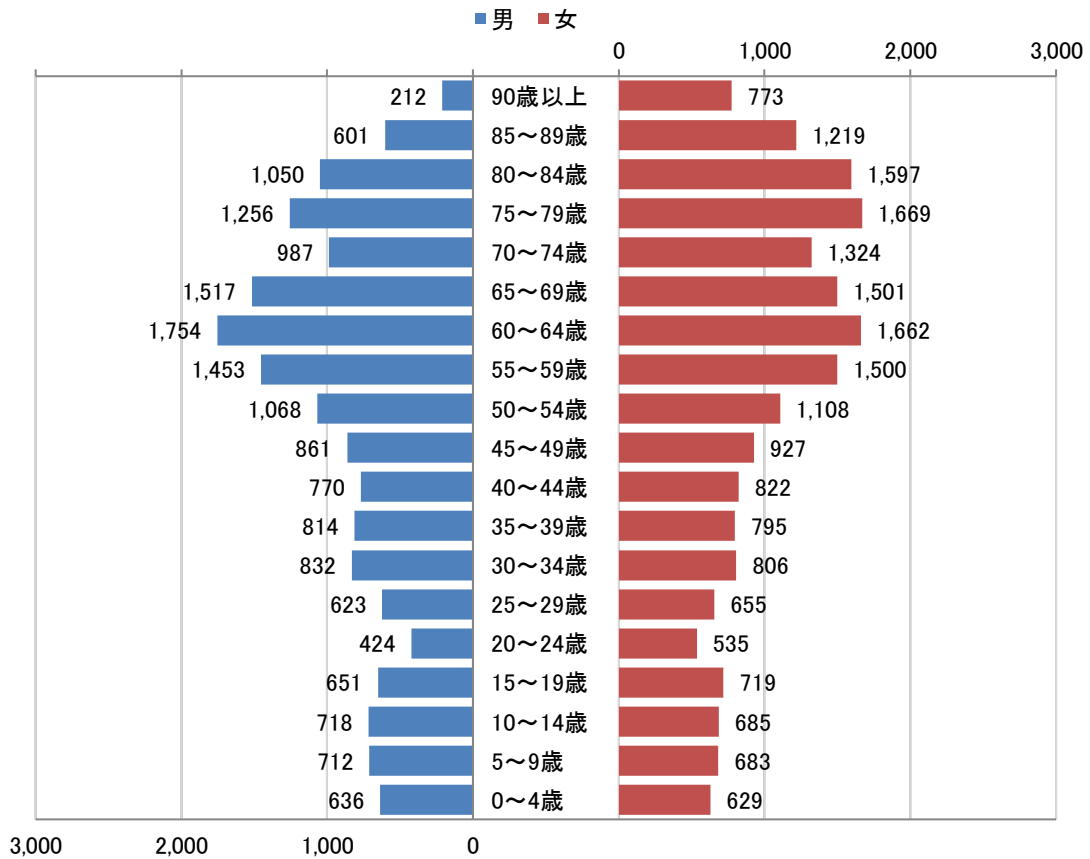
本市の総人口は、年々減少傾向にあり、平成2年には47,492人であった人口が、平成27年度国勢調査では36,557人と、約1万人の減少となっています。

人口構成別で見ると、年少人口（15歳未満）・生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、平成27年は、総人口の37.5%が65歳以上の高齢者で、年少人口は11.1%となっています。



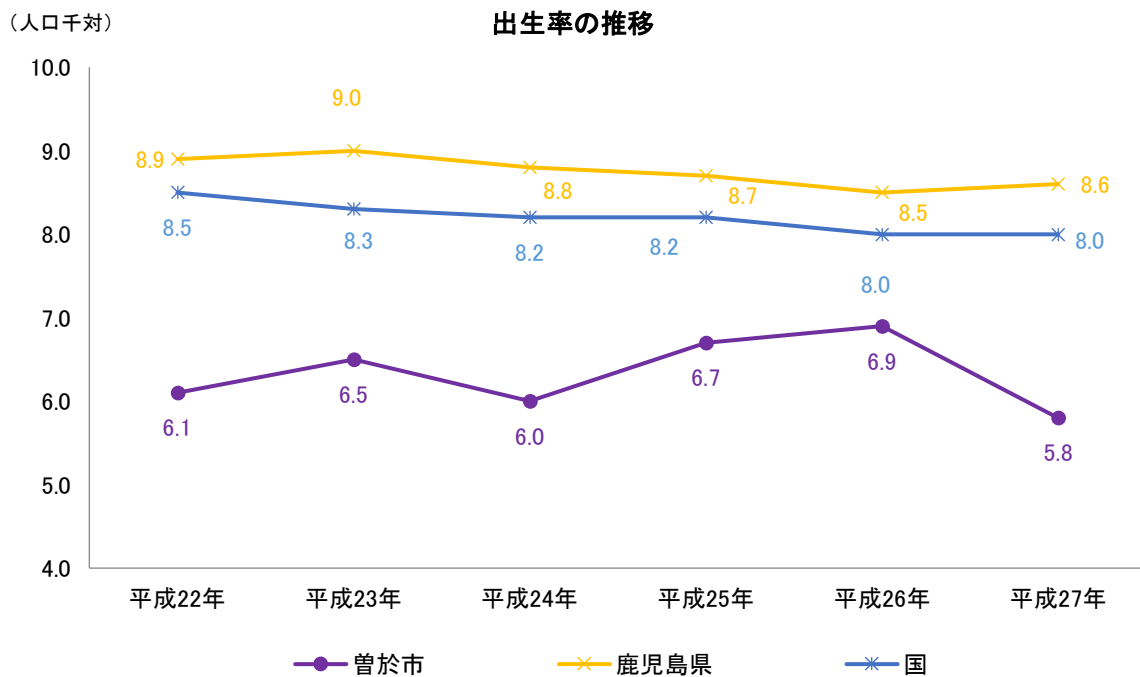
※平成2年～平成27年 国勢調査・平成32年～平成37年 地域経済分析システム

曾於市(平成27年)



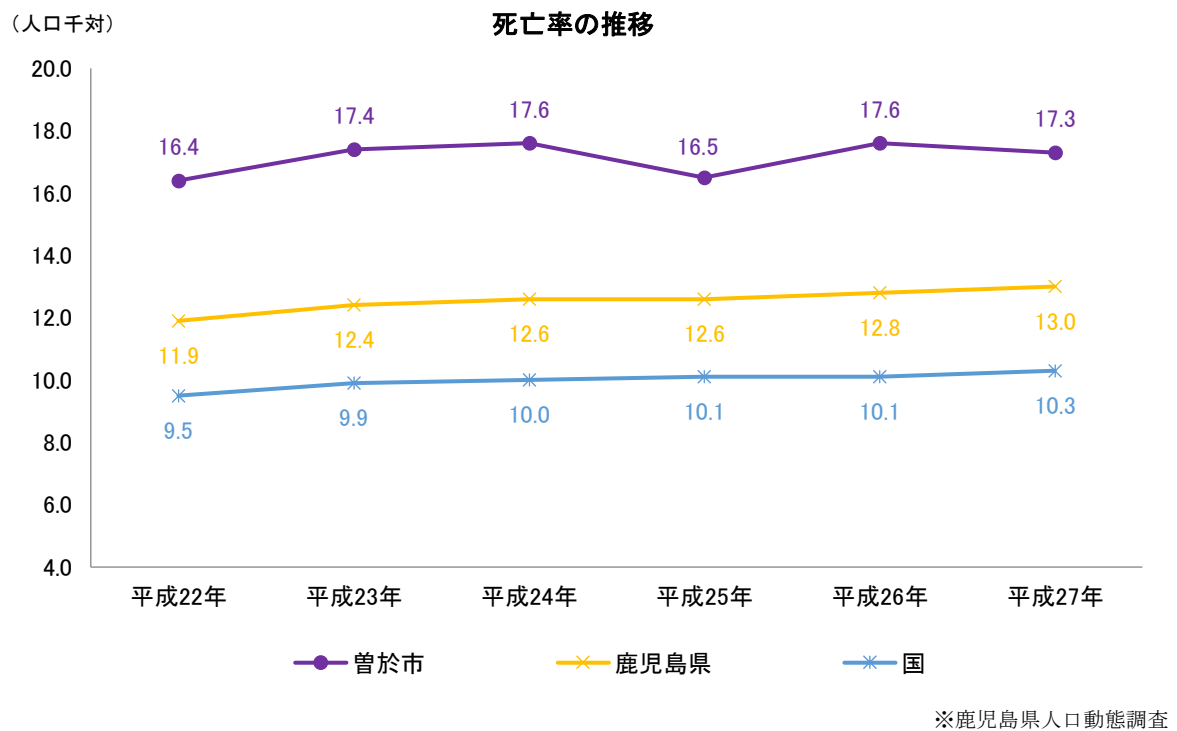
※「国勢調査」

(2) 出生の状況

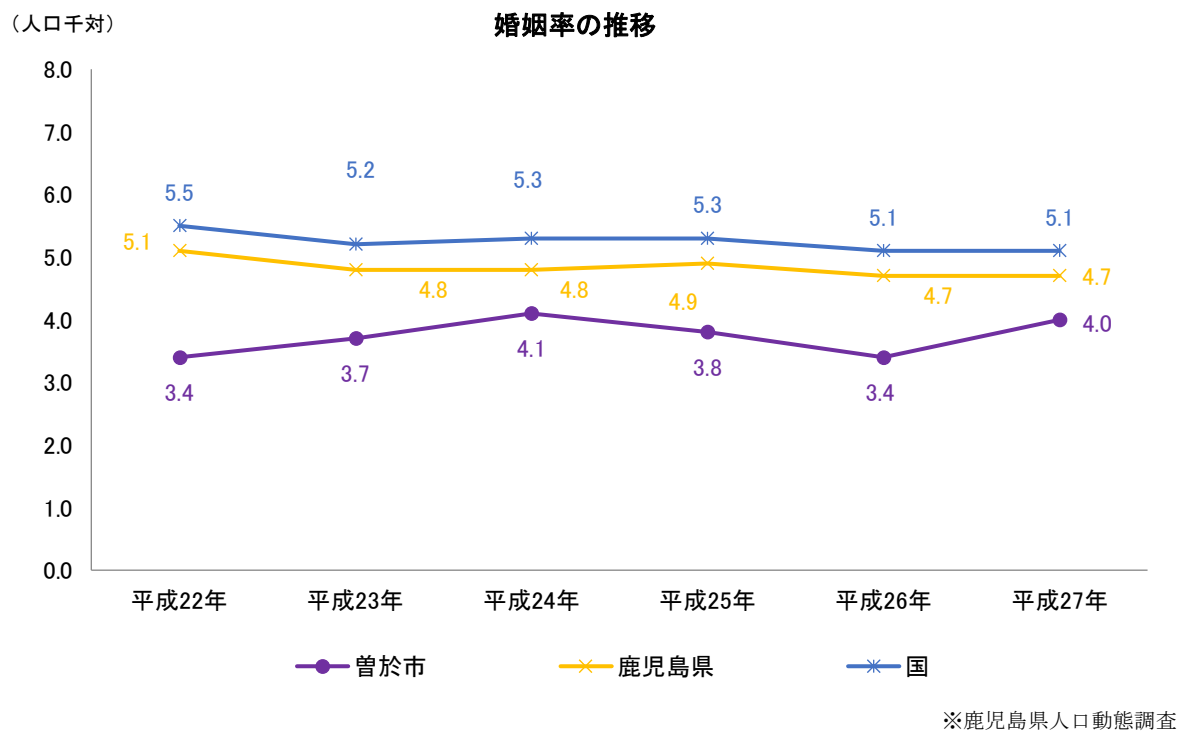


※鹿児島県人口動態調査

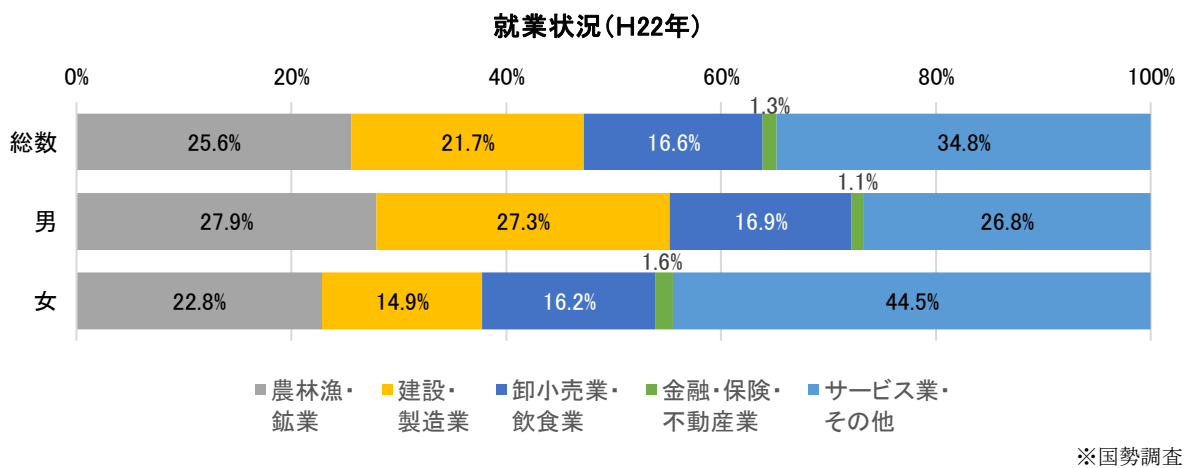
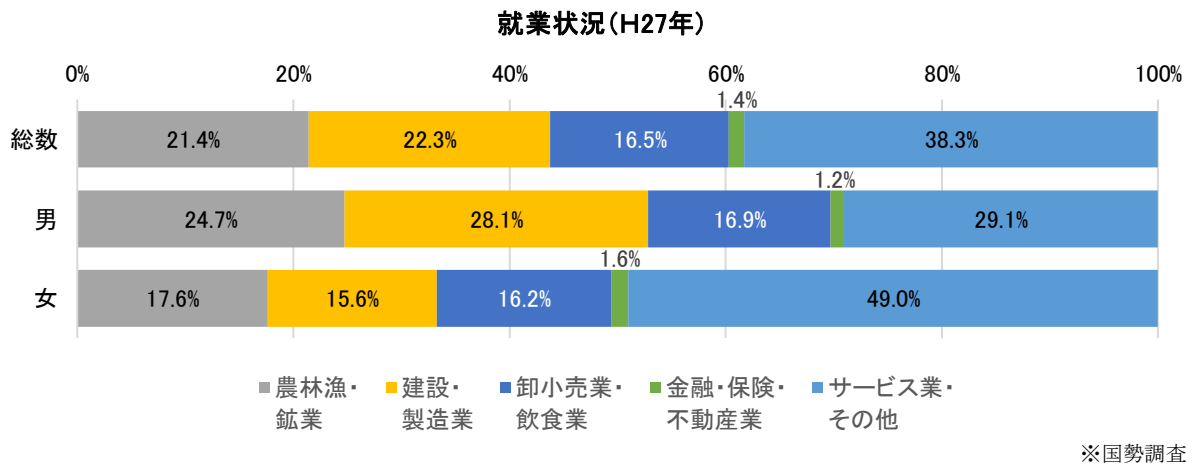
(3) 死亡の状況



(4) 婚姻の状況



(5) 就業の状況



2 アンケート調査結果

調査の概要

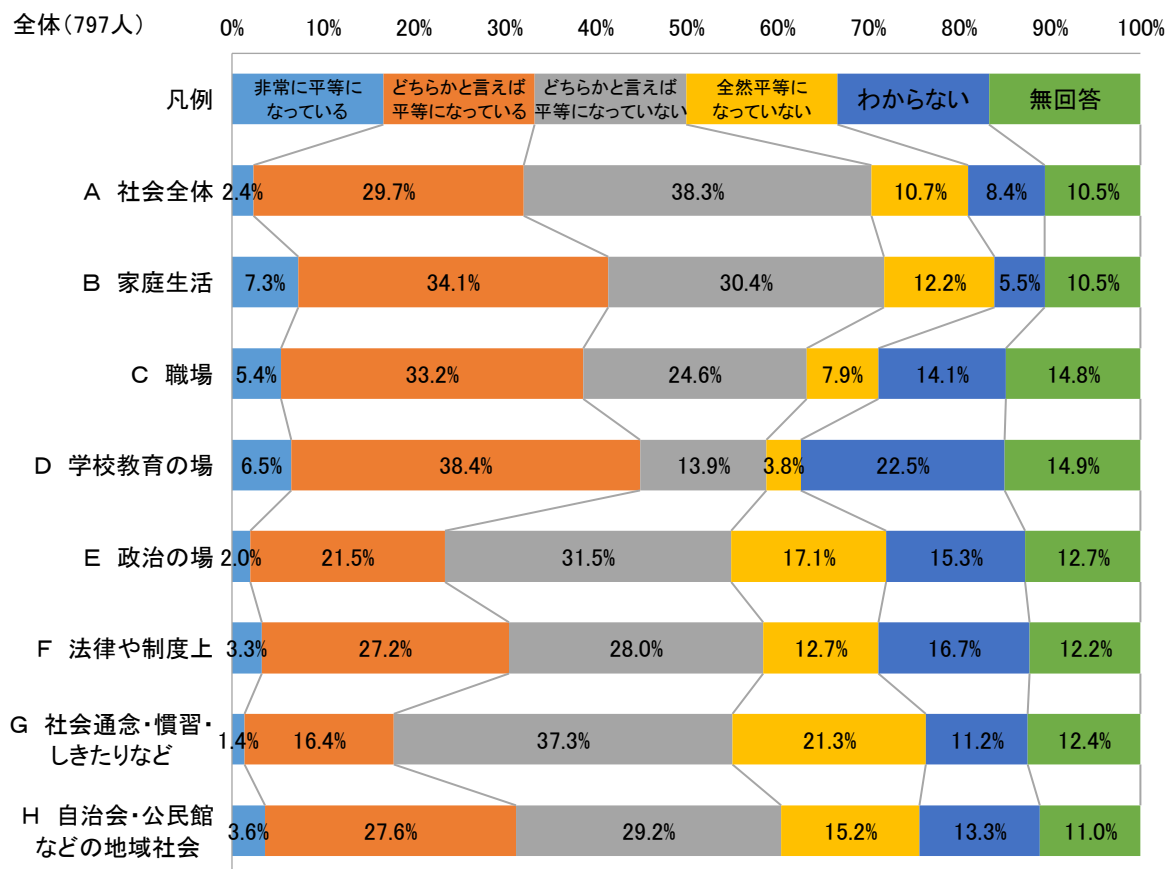
平成 28 年 11 月 1 日から 12 月 22 日までの期間に、市内の 20 歳以上 2,000 人を対象に「曾於市男女共同参画に関する意識調査」を実施(有効回収数 797 件, 有効回収率 39.9%)。

(1) 男女の地位について

男女の地位について、「平等」(非常に平等になっている+どちらかと言えば平等になっている)と感じているのは「学校教育の場」が 44.9%で最も多く、次いで「家庭生活」が 41.4%、「職場」が 38.6%となっています。

「不平等」(全然平等になっていない+どちらかと言えば平等になっていない)と感じているのは「社会通念・慣習・しきたりなど」が 58.6%で最も多く、次いで「社会全体」が 49.0%、「政治の場」が 48.6%となっています。

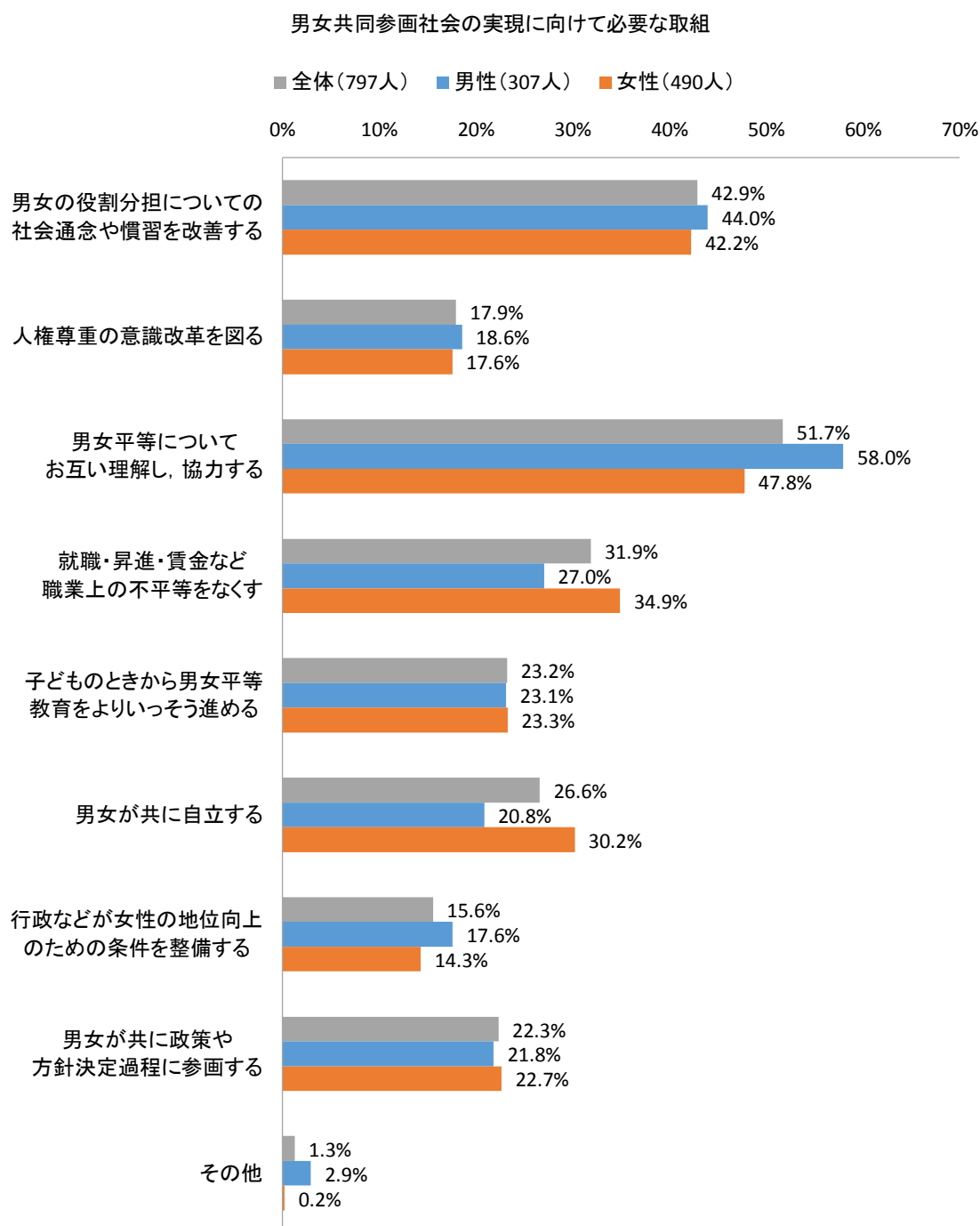
男女の地位について



（２）男女共同参画社会の実現に向けて必要な取組

男女共同参画社会の実現に向けて必要なことについては、「男女平等についてお互い理解し、協力する」が51.7%で最も多く、次いで「男女の役割分担についての社会通念や慣習を改善する」が42.9%、「就職・昇進・賃金など職業上の不平等をなくす」が31.9%となっています。

性別では、男女ともに「男女平等についてお互い理解し、協力する」が最も多く、男性が女性より10.2ポイント多くなっています。



3 ワークショップの結果

ワークショップの概要

「曾於市男女共同参画に関する意識調査」の結果を元に、曾於市まちづくりワークショップを開催（平成 29 年 5 月 12 日・23 日・6 月 8 日の全 3 回）。

30 人の参加者（うち一般公募 6 名、曾於市男女共同参画推進懇話会委員 6 名、市役所職員 18 名）が、※ワールドカフェ方式で各テーマの現状や課題について話し合い、次のような意見が出されました。

※ワールドカフェ方式：話し合いの手法のひとつで、参加者同士がリラックスし、気軽に自由に対話ができるよう考えられた話し合いのやり方

職業生活上の現状と課題について

（主な意見）	・「男は仕事、女は家庭」では、男性の賛成が多いが、女性の賛成の割合も多い。 ・「仕事をしながら子育てするのが困難」、「出産により退職したら再就職が困難」はどちらも割合が高く、仕事と家庭の両立の難しさを反映している。 ・60 歳以上で、職場に「差別はない」が 7 割。差別と思っていないのでは。 ・子育てと仕事を両立できる環境ができていない。 ・男性は働くとき、家事を気にしている人が低過ぎる。女性との差がすごい。 ・男性が育児休暇を取りにくい環境がある。 ・育児休暇が自然に取れているようになってきているのは素晴らしいが、気兼ねなく取れているか気になるところ。復職する時とか。 ・女性の幹部職員が少ない。 ・子どもが都会に就職するため、残った両親は地元で公的な支援が必要。
--------	--

社会的問題（少子化・介護・防災等）の現状と課題について

（主な意見）	・結婚しても何らかの事情で授けられない・授かりにくいという考えが薄いかも。 ・介護や家族の世話はいまだ女性にゆだねられていることが多い。 ・子どもの教育にお金がかかりすぎる。経済的（収入・労働時間）不安。 ・ワークライフバランスについて、短時間労働 OK とアルバイト募集にあっても、現実には人手不足で長時間労働になってしまう。 ・曾於市の子育て支援の充実について広報が足りない。 ・性別に配慮した防災対策には不安がある。 ・いざ災害が発生した時どれだけ性別に配慮して対応できるか不安。 ・男女問わず要支援者（要配慮者）にとって住みやすい町づくりが必要。
--------	---

家庭生活・地域生活上の現状と課題について

（主な意見）	・男尊女卑、曾於市の大きな課題。まだまだ男女平等の気風が根付いていないと思う。 ・社会全体、社会通念、習慣、しきたり等、特に女性の場合、平等になっていないと思っている人が多い。男が外、女が家、の意識がまだある。 ・学校教育については平等にする意識が見られる。男女共同参画の取組が画一的に、計画的に行われている。 ・地域においては、男性の意見が重要視されているので会議等へ女性の参加が少ない。 ・特に女性部の役員を引き受けてくれる人が少ない。また議員になる人もいない。 ・地域活動は女性の方が活発であるが、リーダーとしての位置に付くことには、女性が消極的。
--------	---

	・市議は高齢者が多い。女性議員もさることながら、30代・40代の人にもぜひ議員になって欲しい。 ・女性が仕事を持つことについて以前より育児制度等の活用が進み、仕事を続けられる機会が増えている。(ただし親の協力も不可欠) ・家庭内のことを男女とも夫と妻が分担して欲しいと考えているが、実際は妻が行っていて、現実には難しい。
--	--

家庭生活・地域生活上の現状と課題について

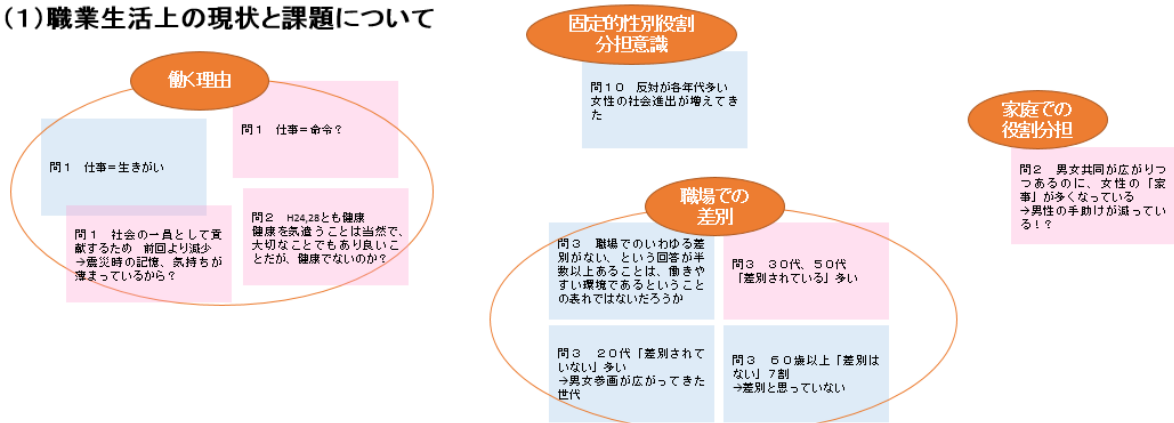
(主な意見)

- ・配偶者からのDVは多い⇒身近にあるものと認識する必要がある。
- ・全くないというのが多いのは、当事者が暴力だと感じていないからではないか。
- ・DVを他人事として見て見ぬふりをしてはいけない。
- ・高齢者虐待も深刻。暴力されても“親子”。親心が出てしまい保護が困難。
- ・相談しやすい体制づくりが必要。
- ・どのくらいから相談するべきか迷いがあるのでは…？行政としては「些細なことでも相談下さい」といったスタンスだが、どうしても「これくらいのことで…」と思ってしまう。
- ・表出されにくい虐待の課題は近隣の協力が必要。
- ・相談所の周知がされていないと感じる。

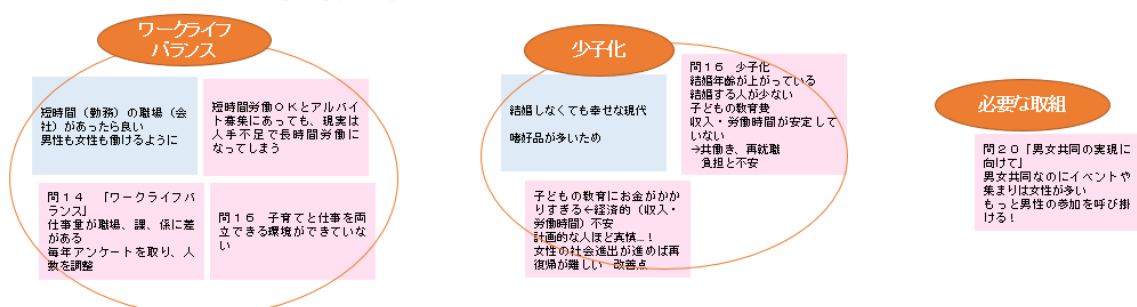


(1) 職業生活上の現状と課題について

A



(2) 社会的問題(少子化・介護・防災等)の現状と課題について



4 重点課題

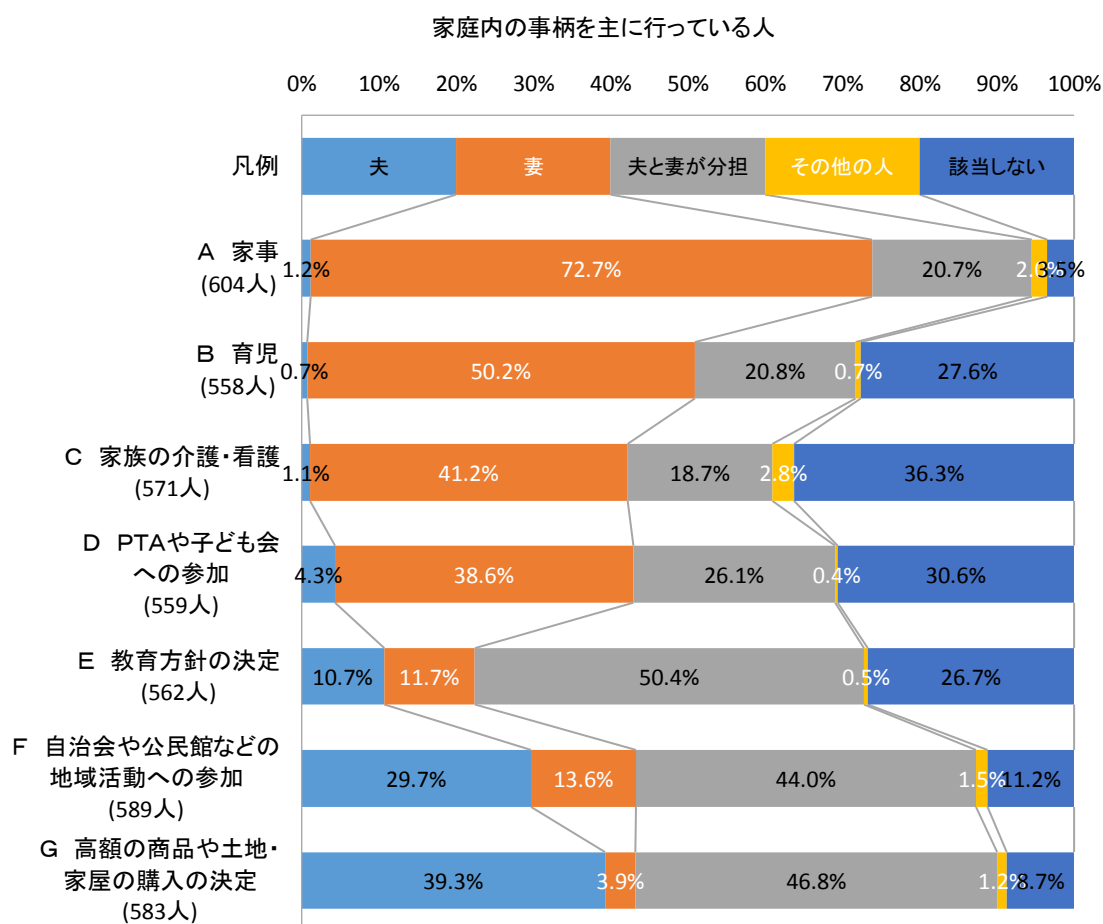
重点課題①

家庭・地域における男女共同参画について

男女共同参画に関する法律は、さまざま整備されていますが、家庭や地域における男女共同参画は、住民一人ひとりに浸透しているとは必ずしも言えない状況にあり、問題意識についても低い傾向にあります。

また、市民の生活の基盤である家庭の機能が低下し、食生活のみだれなどが心身の健康に影響を及ぼしている状況です。

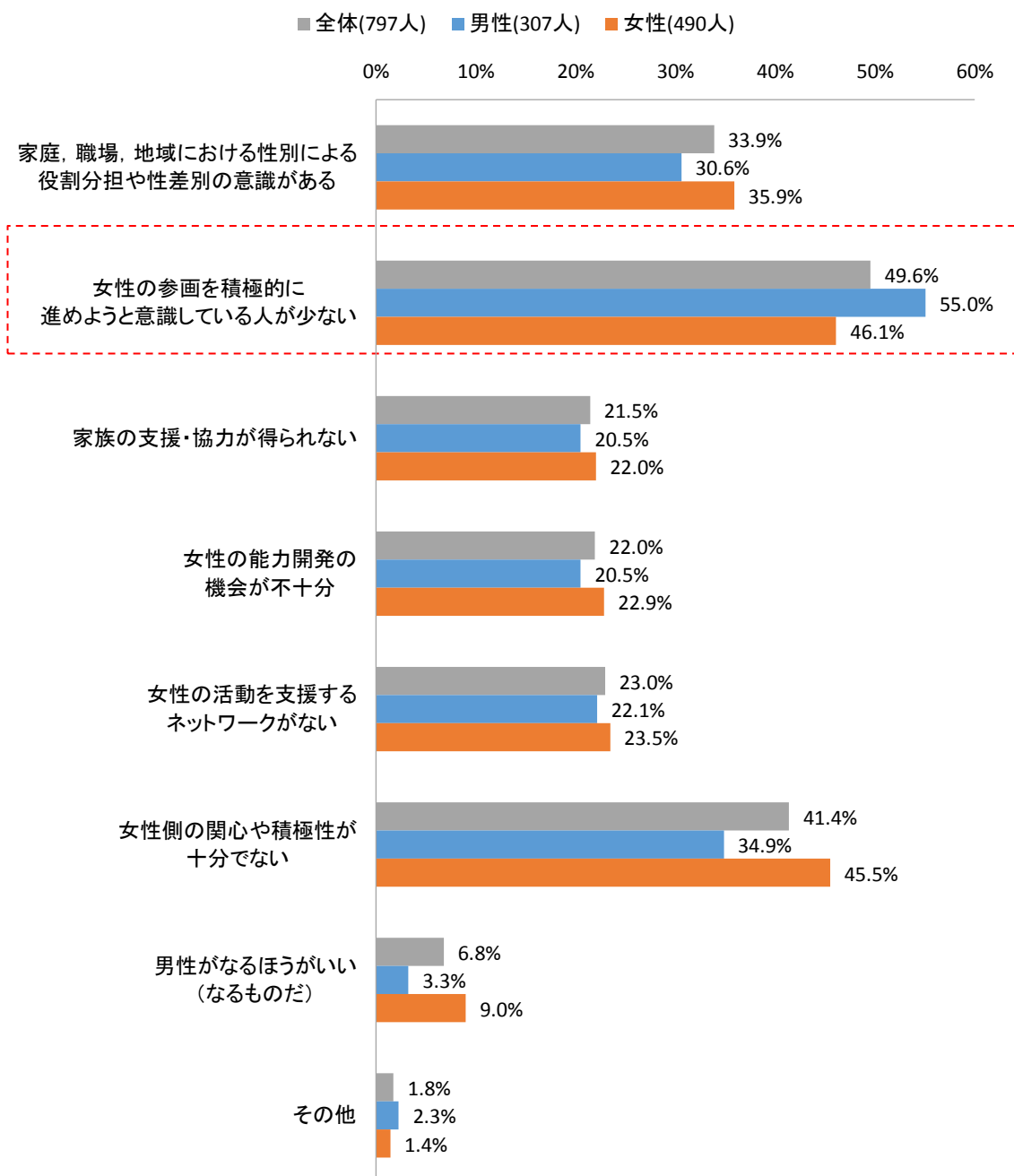
さらには、PTA活動、自治会活動、公民館活動、ボランティア活動などの社会活動は、地域において必要不可欠な市民活動ですが、これらの活動団体の存続や役員の担い手不足が危惧されています。



女性のみが会員となる団体は別として、本市における団体や企業において、代表者が女性である事は極めて希な状況と言えます。

また市役所の管理職及び市議会議員においても女性の割合が少ないという現状があり、市民の半数以上が女性ということから考えると、地域や職場、行政における計画策定などに女性の意見を反映させ、同時にこれまでの慣例や固定的性別役割分担意識を払拭する手立てを講じる必要があります。

政策決定の場や自治組織等の方針決定の場への女性の参画が少ない理由について

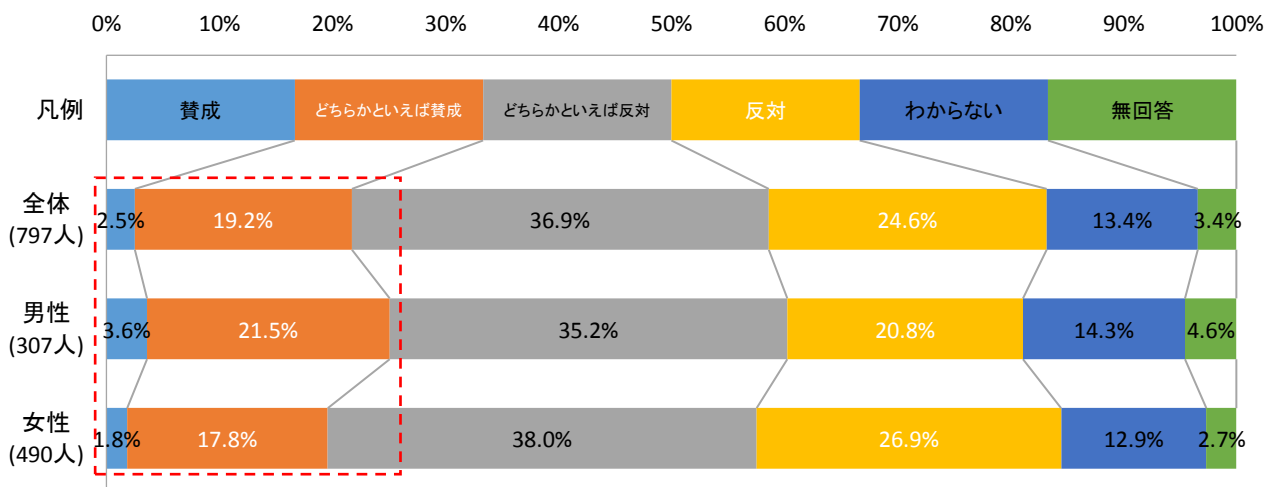


アンケート調査結果では、仕事をもつことについての女性の回答は「子どもができて、育児制度等を利用しながら、ずっと仕事を続けるほうがよい」(24.9%)「子どもができたなら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事をもつほうがよい」(21.4%)「女性は仕事をもつほうがよい」(20.6%)の順に多くなっています。

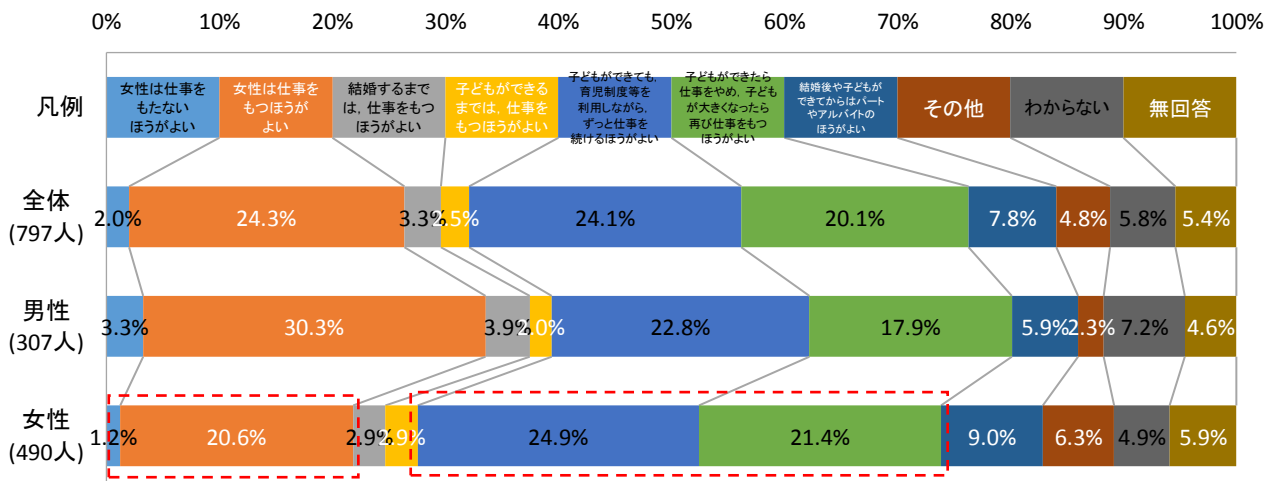
また、「家庭内の事柄について、誰が主に行っているか」の調査では「妻」の割合が「家事(72.7%)」「育児(50.2%)」「PTAや子ども会への参加(38.6%)」の順に多く、少子化の理由についても「仕事をしながら子育てするのが困難だから」が女性では56.3%と男性より8.1%高くなっており、未だに残る固定的性別役割分担意識や、共働き世帯への育児支援が不十分である現状が浮かび上がってきます。

今後は、仕事と子育ての両立のために家庭・地域・学校・企業・行政が一体となって、積極的な支援をすることがより一層求められます。

「男は仕事、女は家庭」などと、性別によって役割を固定する考え方について



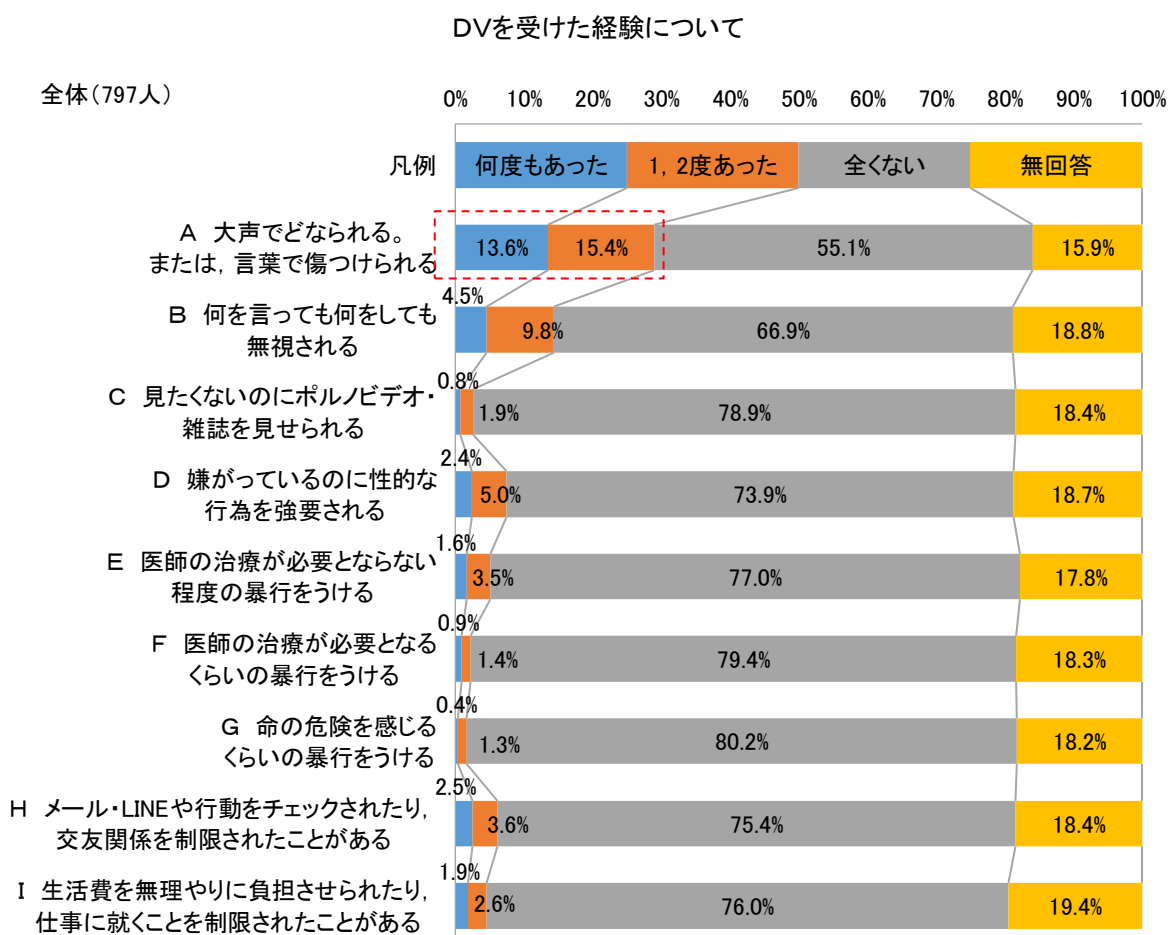
女性の社会進出について



本市では、現在、人権に関する講演会など活発な活動が行われているとは言えない状況にあり、学校以外での人権政策は、人権擁護委員の活動だけに委ねられていると言えます。

人権意識の欠如は、セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）をはじめとする様々なハラスメント・交際相手や配偶者等への暴力・性犯罪・児童虐待・売買春や人身取引などの重大な人権侵害を引き起こす可能性があり、人権教育や啓発活動による、予防と根絶に向けた意識の醸成が必要です。

また、配偶者等からの暴力（DV）をはじめとするジェンダー（社会的性別差）に由来する暴力の問題は、個人の問題ではなく社会全体の問題であるという共通の認識の下、あらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要です。



第 3 章

第 3 章 プランの基本理念・施策体系

1 基本理念

『一人ひとりの個性を認め 男女（みんな）がともに輝けるまち』

曾於市では、『豊かな自然の中で思いやりの心あふれる優しいまちづくり』を基本理念とし、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

「第2次曾於市男女共同参画プラン」においては、『一人ひとりの個性を認め 男女（みんな）がともに輝けるまち』を基本理念とし、一人ひとりが自らの意思に基づき、自信と誇りを持って職場・家庭・地域などあらゆる分野に参画し活躍できる社会作りを推進するとともに、固定的性別役割分担意識による慣習・慣行を見直し、男女とも全ての人が対等な立場で、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 基本目標

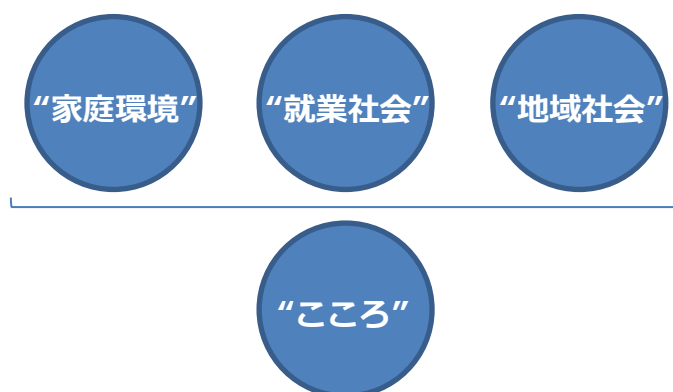
本市における男女共同参画の課題の解決と更なる取組の推進を図るため、基本目標を4つ掲げます。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた“**こころ**”づくり

基本目標2 誰もが安心して暮らせる“**家庭環境**”づくり

基本目標3 男性も女性も、ともに活躍できる“**就業社会**”づくり

基本目標4 男女がともに参画する“**地域社会**”づくり



3 施策体系

基本理念 一人ひとりの個性を認め 男女(みんな)がともに輝けるまち

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた“こころ”づくり		【施策方針】
基本方針① 人権尊重意識の啓発		1. 男女平等意識に関する情報発信・啓発 2. 関係機関・団体等との連携・協働による啓発 3. あらゆる形態の暴力の根絶に向けた環境づくり
基本方針② 男女共同参画に関する教育・学習の推進		1. 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し 2. 人権尊重と男女平等を推進する学校教育の充実 3. 生涯学習・社会教育における男女共同参画の推進
基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる“家庭環境”づくり		【施策方針】
基本方針① 家庭における男女共同参画の推進		1. 家庭における男女共同参画の促進 2. 役割分担における家庭環境の充実 3. 家庭教育における男女共同参画の推進
基本方針② 生涯を通じた男女の健康支援		1. 男女の主体的な健康づくりの推進 2. 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進 3. 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進 4. 育児・介護支援の促進
基本方針③ 家庭におけるあらゆる形態の暴力の根絶		1. 家庭におけるあらゆる暴力の早期発見と防止対策 2. 被害者に対する支援
基本目標Ⅲ 男性も女性も、ともに活躍できる“就業社会”づくり		【施策方針】
基本方針① 女性の活躍と参画の促進		1. 様々な分野での活躍の支援 2. 政策方針決定過程への男女共同参画の推進 3. 事業所・経営者に対する意識啓発
基本方針② 職場(働く場)における男女共同参画の推進		1. 企業におけるポジティブ・アクションの促進 2. 働く場における平等な機会と公平な待遇の確保の推進 3. 女性の就業支援
基本方針③ ワークライフ・バランスの推進		1. 働く男女の育児・介護支援の促進 2. ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発
基本方針④ 職場におけるあらゆる形態の暴力の根絶		1. ハラスメント等の早期発見と被害の防止 2. 被害者に対する支援
基本目標Ⅳ 男女がともに参画する“地域社会”づくり		【施策方針】
基本方針① 共生・共働による活力あるまちづくり		1. 地域における男女共同参画推進の基盤づくり 2. あらゆる人を排除しない地域社会づくり 3. 地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の推進 4. 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画
基本方針② 市の推進体制の充実		1. 総合的な推進体制の充実・強化

第4章

第4章 基本理念実現に向けた個別施策

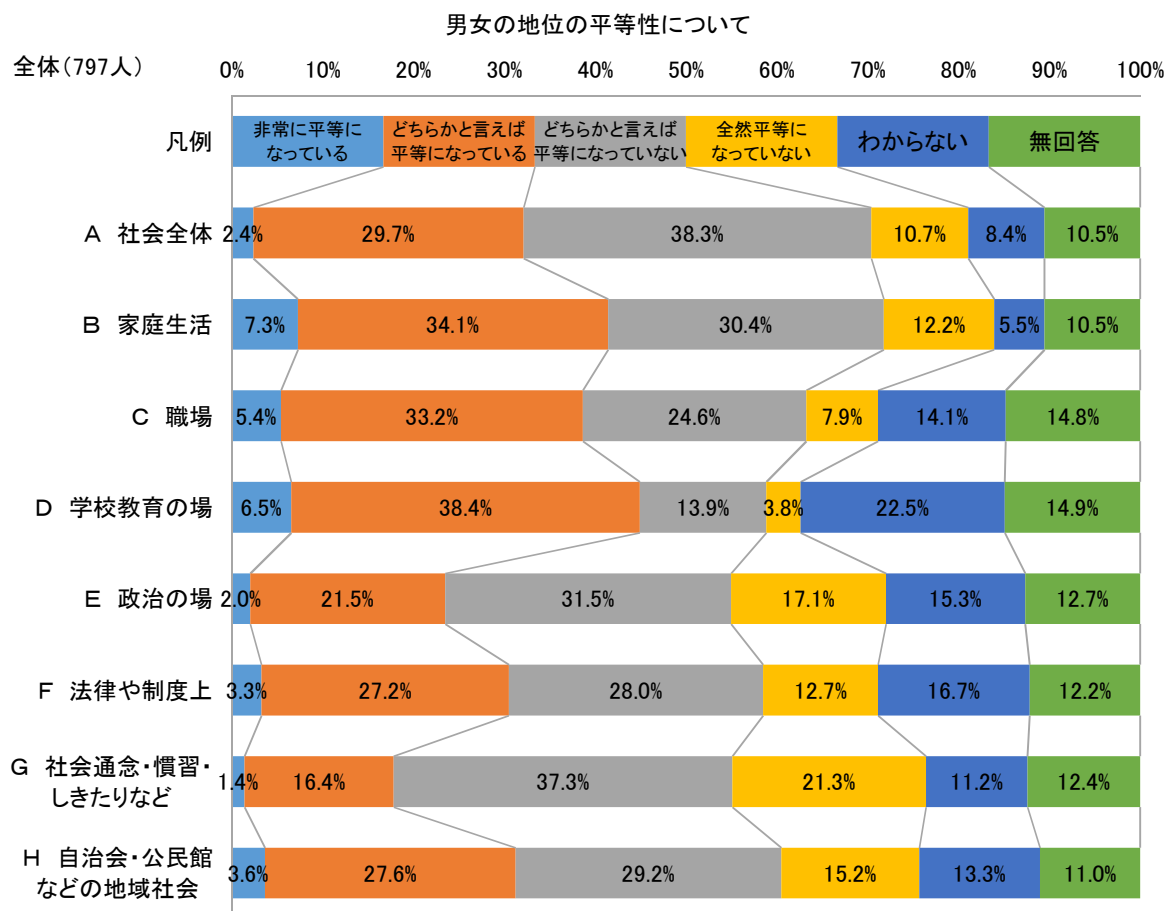
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた“こころ”づくり

【現状と課題】

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の形成において、その根幹となるものであり、性別に関わらず一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。

しかしながら、様々な場において男女間の固定的役割分担意識や地域社会における根強い慣習・慣行には、人権が尊重されているとは言えない状況が依然として見受けられます。

そのため、男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところからその実現が図られるよう、男女共同参画の視点に立った意識や慣行の見直しについて、啓発・広報活動を推進するとともに、人間としての権利の尊重についての男女平等を推進する教育・学習環境の充実を進めます。



基本方針① 人権尊重意識の啓発

1 男女平等意識に関する情報発信・啓発

アンケート調査結果では「男女共同参画社会の実現に向けて必要な取組」として「男女平等についてお互い理解し，協力する（51.7%）」が最も多い回答となっています。

そのため，市民一人ひとりの意識に残る性別に基づく固定的役割分担や性差に関する偏見を解消し，男女共同参画についての認識や理解を一層深め，定着させるために，積極的な広報・啓発活動に取り組みます。

取組の方向性	担当部局
①「市報 そお」や市ホームページ，コミュニティFM等を活用し，男女共同参画についての広報・啓発を行います。	企画政策課
②図書館に男女共同参画に関わる一般書や児童書を集めたコーナーを設置し，その充実に努めるとともに，親子読書会等での活用を推進します。	生涯学習課
③男女共同参画についての啓発を行うため，市民・地区公民館・各種団体・PTA等を対象とした講演会等の開催に努めます。	企画政策課

2 関係機関・団体等との連携・協働による啓発

固定的性別役割分担意識を解消し，男女共同参画についての認識や理解を深めるためには，広報・啓発活動での周知が必要となります。

そのため，県・企業・女性団体・NPOなどと連携・協働した啓発活動に取り組みます。

取組の方向性	担当部局
①県・企業・女性団体・NPOなどと連携・協働した啓発活動を推進し，フォーラムやイベント等を開催します。	企画政策課
②「男女共同参画週間」「人権週間」「男女雇用機会均等月間」での啓発活動の充実に努めます。	企画政策課 市民環境課
③市議会と連携して，「議会だより」等を活用した男女共同参画の広報・啓発を行うとともに，インターネットを活用した議会中継・録画配信など傍聴しやすい環境設定に努めます。	議会事務局

3 あらゆる形態の暴力の根絶に向けた環境づくり

アンケート調査結果では「あらゆる形態の暴力を受けた際の行動」として「どこ（だれ）にも相談しなかった（37.3%）」が最も多い回答となっています。その理由として「相談するほどのことではないと思ったから」が過半数を占めています。中には、暴力であるという認識がないまま深刻化する状況もあることから、どの程度の暴力がDV等に値するものかといった周知・啓発を行う必要があります。

そのため、実態調査を行い、現状把握に努めるとともに、相談員の専門性の向上や情報提供、相談窓口の周知に努めます。

取組の方向性	担当部局
①DV・セクハラ実態調査を行い、現状の把握分析に努めます。	企画政策課 福祉介護課
②ストーカー行為や暴力被害を受けている人に対する適切な相談が行えるようにDV相談窓口の充実に努めます。	福祉介護課
③暴力の被害者・加害者にならないよう、お互い尊重しあえる関係づくりについて考える機会を提供するため、デートDV・いじめ撲滅についての啓発を行います。	学校教育課 福祉介護課
④相談内容の多様化・複雑化に対応するため、相談員研修会や事例検討会等に積極的に参加し、相談員の専門性の向上を図ります。	企画政策課 福祉介護課
⑤広報紙・情報誌への啓発記事の掲載、講座や研修会を開催し、暴力根絶の意識づくりを促すとともに、相談窓口の周知に努めます。	企画政策課 福祉介護課
⑥セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるといった社会的認識や、関連する法令・省令など、セクシュアル・ハラスメントに関する情報提供を行います。	企画政策課

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (令和4年度)	今後の取組・目標
1	図書館の「男女共同参画コーナー」の充実	一般書 118 冊	一般書 130 冊 児童書 10 冊
1	親子読書会での、男女共同参画に関する書籍の使用	—	年 1 回
1	「男女共同参画社会」という用語の認知度	66.7%	100.0%
2	関係機関・団体と連携・協働したイベント等の開催	市内女性団体と協働したイベント開催／年 1 回 (平成 9～28 年まで)	イベント等開催／年 1 回
2	「人権週間」(12/4～12/10) での啓発活動	・ポスターの掲示／年 1 回 ・園児による人権キャラクターぬり絵の掲示／年 1 回 ・各支所での人権相談	・ポスターの掲示／年 1 回 ・園児による人権キャラクターぬり絵の掲示／年 1 回 ・各支所での人権相談
3	DV・セクハラ防止に関する講座研修会の実施	年 1 回	年 1 回
3	各種相談窓口の周知度	—	100.0%
3	「セクシュアル・ハラスメント」の認知度	84.7%	100.0%

基本方針② 男女共同参画に関する教育・学習の推進

1 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

アンケート調査結果では「男女の地位の平等感」として「どちらかと言えば平等になっていない・全然平等になっていない」とする回答は「社会通念・慣習・しきたりなど(58.6%)」が最も多くなっています。

そのため、男女共同参画社会の形成という観点から、見直すべき家庭・地域・職場などさまざまな場所における制度や慣行について、住民の主体的な気づきとなる積極的な広報・啓発に努めます。

取組の方向性	担当部局
①固定的性別役割分担意識をはじめとする市民意識の定期的な調査を実施します。	企画政策課
②家庭・地域・職場などさまざまな場所における固定的性別役割分担や、慣習・慣行を見直すため、広報等による啓発活動に取り組みます。	企画政策課
③企業経営者や管理職等の男女共同参画に関する理解を促進し、職場における固定的性別役割分担や、慣習・慣行の見直しを勧奨します。	企画政策課 商工観光課

2 人権尊重と男女平等を推進する学校教育の充実

男女共同参画社会の形成や、男女がともに自立して個性と能力が発揮できる社会の形成のためには、男女共同参画の意識の醸成を図る教育・学習が必要となります。また、児童生徒が固定的性別役割分担意識に基づく職業のイメージに捉われることなく、主体的に選択できるような環境づくりにも必要です。

そのため、学校・家庭・地域が連携を図り、各種講座やセミナーの開催等を行い、学校教育や保育環境づくりの向上を図ります。

取組の方向性	担当部局
①子育て中の保護者に対する啓発のため、各小中学校単位での各種講座やセミナー開催に努めます。	学校教育課
②教職員・保育士等を対象にした研修を実施するなど、教育の場において男女共同参画の視点に立った教育を実践できる人材の育成に努めます。	学校教育課 こども未来課
③学校・幼稚園・保育園等において、子どもたちが性別にとらわれずに個性を育むことのできる学校教育や保育環境づくりに努めます。	学校教育課 こども未来課
④SNSによる人権侵害の実例をあげ、子どものうちから意識形成に取り組みます。	学校教育課

3 生涯学習・社会教育における男女共同参画の推進

人権意識や男女平等意識に基づき、男女共同参画を進める基礎として、教育・学習は重要な役割を果たすことから、学校教育はもちろん、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じて、家庭教育や社会教育、学習の機会が必要となります。

そのため、男女共同参画に関わる様々な主体との連携による広報・啓発の強化及び学習機会の拡充を図ります。

取組の方向性	担当部局
①市総合大学において市民が男女共同参画について学ぶ機会を提供し、啓発を図ります。	生涯学習課
②地域での生涯学習活動において固定的性別役割分担意識が定着しないよう、男女共同参画の視点に立った講座・事業の企画・運営に努めます。	生涯学習課
③男女共同参画社会を目指すための生涯学習の拠点として、各公民館を市民が利用しやすいものとするため、市民のニーズの把握に努めるとともに、情報発信・情報収集の拠点としての機能を充実させます。	生涯学習課
④事業主や市民団体等のリーダーが、男女共同参画の重要性を理解し、その責務（役割）を果たすよう、啓発に努めます。	企画政策課 生涯学習課

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (令和4年度)	今後の取組・目標
1	市民意識調査	5年に1回 (曾於市男女共同参画に関する意識調査)	5年に1回
1	固定的性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)にとらわれない人の割合	63.3%	80.0%
2	各小中学校単位での男女共同参画に関する各種講座やセミナーの開催	—	年1回
3	市総合大学での男女共同参画関連講座	0講座	2講座
3	各事業所・地区公民館等での男女共同参画に関する出前講座	—	年1回

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる“家庭環境”づくり

【現状と課題】

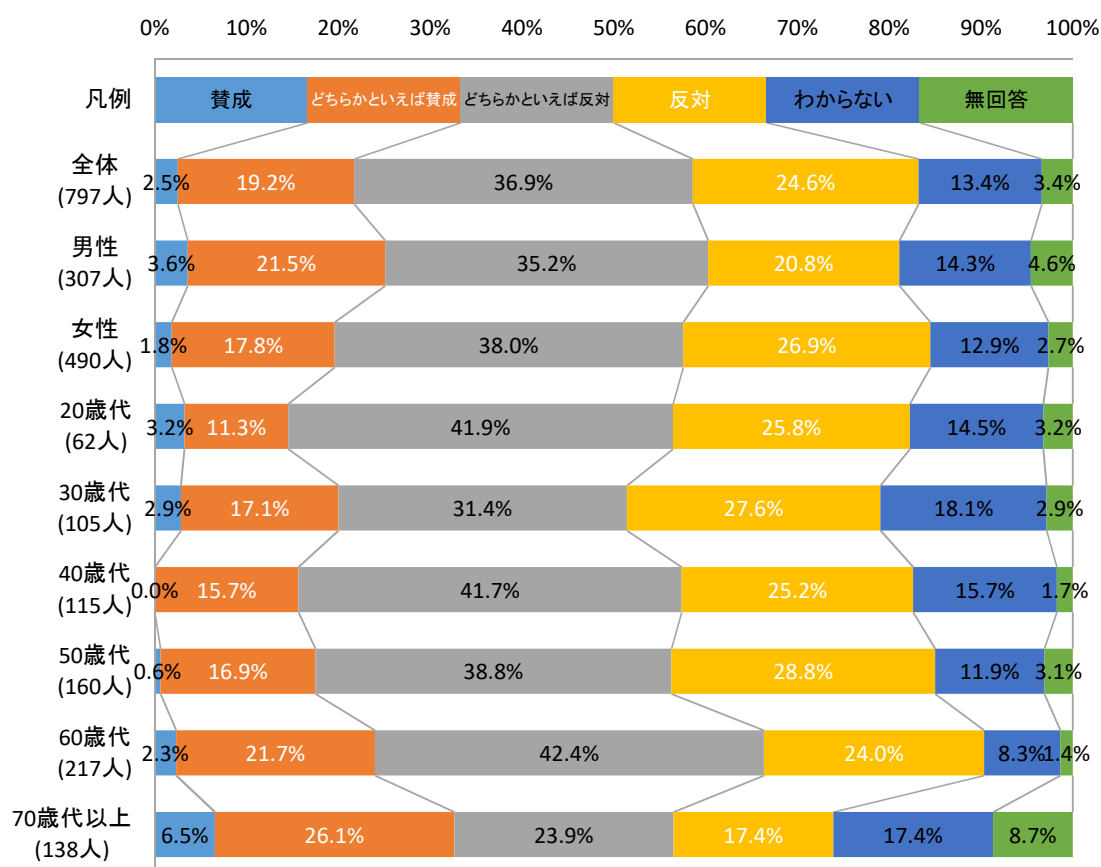
男女がいきいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに生きがいを持って社会参画ができるよう、生涯を通じて、心身ともに健康であることが重要であるため、男女の性差に配慮した健康の保持・増進を推進します。

また、配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて克服していかなければならない重要な課題となっています。

DVによる被害は、人々の認識や社会的な理解が不十分なため、家庭内や恋人間の個人の問題として捉えられ、被害が潜在化しています。

身体的な暴力に限らず、精神的、性的、経済的、社会的などの暴力や人権侵害を許さない社会意識の醸成とともに、被害者支援に努めます。

固定的性別役割分担意識について



基本方針① 家庭における男女共同参画の推進

1 家庭における男女共同参画の促進

アンケート調査結果では「家事」「育児」において「主に妻が行っている」とする回答割合が高くなっています。回答者の過半数が共働きであることから、女性は仕事と家庭における負担が高い傾向にあることが伺えます。

そのため、家庭における男女共同参画推進のための情報提供や相談、情報交換の場の提供に努めます。

取組の方向性	担当部局
①家庭における男女共同参画推進のための情報提供を行います。	企画政策課 生涯学習課
②子育て・介護の不安解消及び相談、情報交換の場の提供に努めます。	こども未来課 福祉介護課

2 役割分担における家庭環境の充実

男性が主体的に、家事・育児・介護など家庭生活に参画できるようにするため、家事・育児に関する知識を身に付ける必要があります。

そのため、男性自身が男女共同参画の意義について理解を深め、固定的性別役割分担意識に捉われず、積極的に参画できるよう、男性を対象とした広報・啓発を図るとともに、学習機会の提供に努めます。

取組の方向性	担当部局
家庭における男女の固定的性別役割分担意識を是正し、男性の家事・育児・介護など家庭生活への参画を促進するため、啓発活動や学習機会の提供に努めます。	企画政策課 関係各課

3 家庭教育における男女共同参画の推進

次代を担う子ども達が、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、自立してそれぞれの個性と能力を伸ばすことができるよう、家庭においては、男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合えるような子どもの人格形成を図る必要があります。

そのため、保護者を対象とした家庭教育に関する学習機会の提供や啓発を行い、家庭教育の支援に努めます。

取組の方向性	担当部局
個性を尊重しながら、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーを身につけるための家庭教育の支援に努めます。	学校教育課

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (令和4年度)	今後の取組・目標
1	介護予防・日常生活支援総合事業の実施	- 生活機能向上のための機能訓練、リハビリ専門職の訪問、通所、身体介護、生活援助 - 介護予防ケアマネジメント、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業の実施	- 生活機能向上のための機能訓練、リハビリ専門職の訪問、通所、身体介護、生活援助 - 介護予防ケアマネジメント、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業の実施 - オレンジ・キッズプロジェクト（認知症キッズサポーター養成講座）の実施
1	そお生きいき健康センターを拠点とした、子育て・介護に関する情報提供	- そお生きいき健康センター年間利用者数／54,167人 - 子育て支援センター利用者数／のべ5,676人	- そお生きいき健康センター年間利用者数／60,000人 - 子育て支援センター利用者数／7,500人
2	家庭内の事柄を「夫と妻が分担」している割合	- 家事／25.1% - 育児／16.4% - 家族の介護・看護／20.3%	- 家事／70.0% - 育児／70.0% - 家族の介護・看護／70.0%
3	男女共同参画をテーマとした家庭教育学級の開設	年1回	年2回

基本方針② 生涯を通じた男女の健康支援

1 男女の主体的な健康づくりの推進

生涯を通じた健康を保持増進するためには、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、生涯にわたる男女の健康の包括的な支援を推進する必要があります。

そのため、各種健康診査、保健指導等の実施、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに関する情報提供や啓発、広報活動に取り組みます。

特に、女性については、ライフステージごとに劇的に変化するという特性等を踏まえ、人生の各段階的における健康課題の解決を図ることが重要です。

取組の方向性	担当部局
①個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に取り組みます。	保健課 福祉介護課
②バランスの良い食生活習慣の確立や身体活動量の増加、適正体重の維持など、疾病予防だけではなく、健康づくりや体力づくりを支援します。	保健課 福祉介護課
③生活習慣病予防・重症化予防に重視した健康診査やポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組合わせた保健指導を推進するとともに、関係機関と連携しながら地域包括ケアシステムのもと保健医療体制の充実を支援します。	保健課 福祉介護課
④うつ病や認知症・精神疾患等に対する理解やその対応についての啓発、健康問題や経済・生活問題などに対する各種相談窓口の周知、職員などへの研修等、総合的な自殺対策を推進します。	総務課 保健課 福祉介護課

2 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

男女がお互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持つ事は男女共同参画社会の形成の前提となります。そのため、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点に立った健康保持・増進を図る必要があります。

特に妊娠・出産期は女性にとって大きな節目であり、健康上不安定な時期となるため、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう必要な支援を行うとともに、不妊に悩む方にも関係機関と連携した支援を行います。

取組の方向性	担当部局
①妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。	こども未来課
②妊娠・出産、子育てに関わる悩み相談や情報提供、指導・助言の充実を図ります。	こども未来課
③不妊治療を受けた夫婦に不妊治療助成金を給付し、経済的負担の軽減を図ります。	こども未来課
④仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進により、不妊治療のために休暇が取りやすい環境の整備を推進します。	総務課 企画政策課
⑤学校教育において、児童生徒の発達段階を踏まえ、性に関する正しい理解と知識の普及に努めます。	学校教育課 保健課

3 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯にわたって、誰もが心身ともに健康で健やかに暮らせる社会は、男女共同参画社会の基本です。その社会の実現のためには、市民一人ひとりが、適切かつ自主的に健康管理や健康づくりに取り組むことが大切です。

そのために年齢や体力に応じて市民が気軽にスポーツに参加できる機会を提供し、健康の維持・増進に努めます。

取組の方向性	担当部局
健康・体力保持増進のためのスポーツ・レクリエーションの普及を図ります。	生涯学習課

4 育児・介護支援の促進

アンケート調査結果では「子育てや介護に対する社会の支援」として「基本的に家族が行うことであるが、社会がある程度支援する必要がある（44.4%）」が最も多い回答となっています。

家庭において育児や介護などは、家族の共同責任で行い、協力して築いていくことが大切ですが、子育て中の家庭、介護が必要な家族を抱えた家庭等に対する支援の充実と高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーなまちづくりの推進に努め、不安や悩みの解消を図ります。

取組の方向性	担当部局
①子育て家庭の支援体制強化・充実を図り、多様化するニーズに対応できる保育サービスの提供により、子育てしながら就労できる環境づくりに努めます。例) 乳児保育/延長保育/一時預かり/病後児保育/休日保育/障がい児保育	こども未来課
②放課後児童クラブ事業など学童保育等の充実により、学校と地域が連携して児童の健全育成に努めます。	こども未来課
③子どもの健全育成支援のため、子育てに関する相談支援体制の充実を図ります。	保健課 こども未来課
④子育て等に不安を持つひとり親家庭や困窮世帯に対し必要な情報の提供や支援を行うとともに、生活の安定と自立の促進に努めます。	こども未来課 福祉介護課
⑤介護の負担が家族に偏ることのないよう社会全体で支えるために、介護保険サービス等の周知・啓発を行います。	福祉介護課
⑥高齢者や障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活し、その意欲や能力に応じて社会へ参画できるように、ニーズを踏まえたきめ細やかな在宅福祉サービスの提供に努めます。	福祉介護課
⑦社会における様々な分野で高齢者や障がい者が自らの能力を十分に発揮し自己実現を図っていけるよう、その特性に配慮した、バリアフリーなまちづくりを推進します。	まちづくり 推進課

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (令和4年度)	今後の取組・目標
1	ストレスチェック，職員相談会，産業医による健康相談の実施	3 日／年	6 日／年
1	健康相談会の実施	65 歳未満 年 49 回	65 歳未満 年 55 回
1	自殺対策に関する集える場の提供	2 カ所	4 カ所
2	性に関する研修会（教職員向け） 養護教諭等研修会の開催	一 年 5 回	年 1 回 年 5 回
3	運動施設の提供	12 カ所	12 カ所
4	病後児保育実施施設	1 カ所	2 カ所
4	放課後児童クラブの実施	27 カ所	28 カ所
4	バリアフリーなまちづくり	鹿児島県福祉のまちづくり条例に基づき，特定公共施設の新築建物については基準に適合させるよう努めている。	既存の建物について，鹿児島県福祉のまちづくり条例に適合するよう改修を進める。

基本方針③ 家庭におけるあらゆる形態の暴力の根絶

1 家庭におけるあらゆる暴力の早期発見と防止対策

男女共同参画を阻害する暴力的行為は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、許されるものではありません。男女間をはじめとする暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識を普及していくことが必要となります。

これらの問題は、人間の尊厳を侵害し、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題となるため、その根絶に向けた講座や研修会を開催するとともに、児童虐待防止への周知を図り、関係機関と連携した支援を行います。

取組の方向性	担当部局
①広報紙・情報誌への啓発記事の掲載，講座や研修会を開催し，暴力根絶の意識づくりを促すとともに，相談窓口の周知に努めます。	企画政策課 福祉介護課
②児童虐待に係る関係機関の連携を深めるとともに，啓発ポスター，チラシ，相談カード等の配布や市民向けの研修会を開催して児童虐待防止啓発に努めます。	こども未来課 学校教育課
③養育に困難を抱える家庭への支援を行うため，母子生活支援措置に努めます。	こども未来課
④子育てに関する悩み相談や児童虐待の通報・早期発見につなげるため，子ども家庭総合支援拠点の取組強化に努めます。	こども未来課
⑤自治会長，民生委員，児童委員への研修と，通告義務についての広報を行います。	福祉介護課

2 被害者に対する支援

核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、被害者に対する偏見や、夫婦・恋人・親子間という家庭内・個人的な事案であることや、関係機関に相談や申告することについて、大きな抵抗感を持つことが多く、被害者への暴力の問題は潜在化する傾向があります。また、市民・地域と連携して早期発見・未然防止に努めるとともに、相談窓口などのサポート情報の広報を強化する必要があります。

そのため、相談窓口の周知を図るとともに、被害者が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、状況に応じた支援を行います。

取組の方向性	担当部局
①DV等の相談体制を充実させるとともに、関係機関と連携し、相談者へ適切な助言・支援を行います。	企画政策課 福祉介護課 学校教育課
②被害者が一人で悩まず早期に相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、安心して相談できる環境の整備に努めます。	
③暴力の被害者・加害者にならないよう、お互い尊重しあえる関係づくりについて考える機会を提供するため、デートDV・いじめ撲滅についての啓発を行います。	
④被害者が自立に向けて生活基盤を早期に確保できるよう、支援を行います。	
⑤被害者の安全確保のため、被害者に関する情報の保護について適切に対応します。	
⑥被害者への適切な対応等について、関係課職員へ研修を行います。	
⑦相談内容の多様化・複雑化に対応するため、相談員研修会や事例検討会等に積極的に参加し、相談員の専門性の向上を図ります（再掲）。	

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (令和4年度)	今後の取組・目標
1	児童虐待に関する広報	年2回	年3回
1	管理職研修会における児童虐待防止についての指導	年5回	年5回
1	生徒指導主任等研修会・養護教諭等研修会における児童虐待防止についての指導	・年2回(生徒指導主任) ・年1回(養護教諭)	・年3回(生徒指導主任) ・年2回(養護教諭)
1	教育相談窓口の設置, 啓発チラシの配布	・来所・電話相談(月～金) ・チラシ/年2回配布	・来所・電話相談(月～金) ・チラシ/年3回配布
2	DV対策庁内連絡会議の開催	年0回	年1回
2	子ども家庭総合支援拠点の整備	1カ所	1カ所

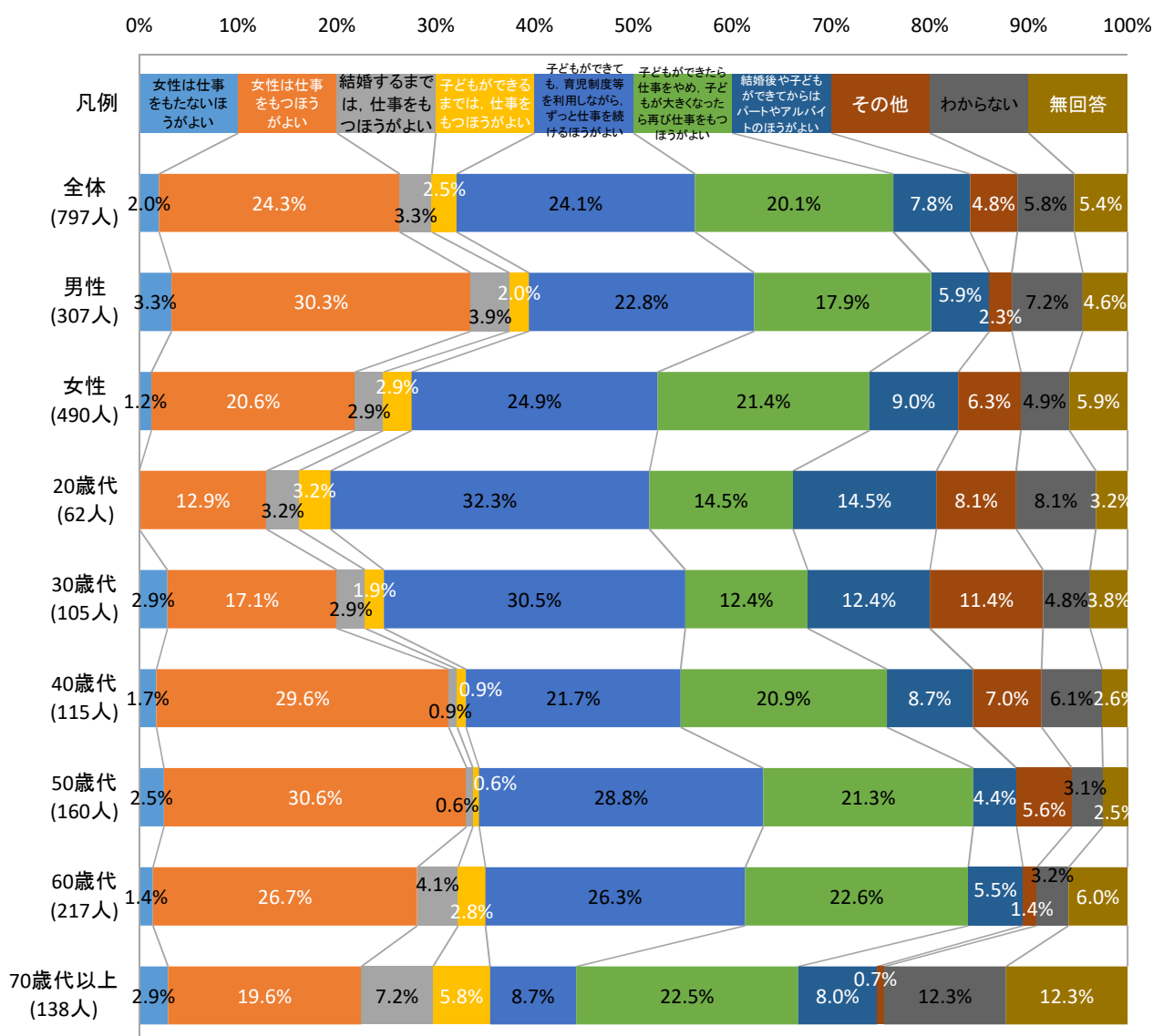
基本目標Ⅲ 男性も女性も、ともに活躍できる“就業社会”づくり

【現状と課題】

男女が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会を形成するうえで基盤となるものです。男女共同参画社会に向けて法整備が実施され、個人の意識の多様化等、さまざまな分野で女性の活動・活躍がみられるようになってきていますが、職場、地域活動などの中で方針決定過程の場への女性の参画は十分に果たされていません。

そのため、誰もが参画しやすい環境づくりとともに、積極的に参画できる人材の育成に努め、男女共同参画を促進します。

女性の社会進出について



基本方針① 女性の活躍と参画の促進

1 様々な分野での活躍の支援

アンケート調査結果では「女性が仕事をもつこと」として「女性は仕事をもつほうがよい（24.3%）」「子どもができて、育児制度等を利用しながら、ずっと仕事を続けるほうがよい（24.1%）」が回答の上位となっています。このことは、男女別でみても同程度の回答割合となっています。今後、男女が対等な立場で働くことができる職場の環境づくりが必要となります。

そのため職場におけるポジティブ・アクションの取組や、女性活躍推進法に基づく取組についての周知・啓発に努めるとともに、農林業・商工自営業の職場環境の整備を図ります。

取組の方向性	担当部局
①女性の積極登用やワーク・ライフ・バランスに資する取組等を推進するため、職場における男女格差解消に向けた「ポジティブ・アクション」の取組や、「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	企画政策課 商工観光課
②職場においてワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、仕事と家庭生活が両立しやすい職場づくりを企業に働きかけます。	
③農林業・商工自営業に従事する女性の労働時間の適正化や出産・育児休業等の確保、労働に対する適正な評価を行うための家族経営協定締結を促進し、就業環境の整備に取り組みます。	商工観光課 農政課
④農林業・商工自営業の担い手が、就業の場において性別等にかかわらず能力を発揮できるよう、生産技術・経営能力を高めるための学習機会の確保と情報提供を行います。	

2 政策方針決定過程への男女共同参画の推進

近年、女性の社会活動への参加気運が高まってきており、職場や地域においても、その活動分野の拡大が進んでいますが、政策方針決定の場においては、女性の参画は未だ十分とはいえない状況です。多様化する地域課題の解決に向けては、家庭・職場・地域など、あらゆる分野に男女がともに主体的に参画し、相互の意見を反映させていくことが必要となります。

そのため女性が地域活動や社会的意思決定の場で、男性とともに重要な役割を果たせるよう、女性の参画や登用の促進を図ります。

取組の方向性	担当部局
①各種審議会における女性委員割合の目標値を定め、全庁的に推進します。	全庁
②女性職員の職域拡大や能力向上のため、管理職の女性登用・研修の実施に努めます。	総務課
③女性が家庭と地域活動を両立できるような地域の仕組みづくりを支援します。	総務課 企画政策課

3 事業所・経営者に対する啓発

「女性活躍推進法」の施行等により、働く場における女性の活躍が一層重要となっています。女性の活躍を促進するためには、経営者の意識改革やワーク・ライフ・バランスの推進、女性の再就職支援などを行う必要があります。

そのため、企業を対象とした意識・実態調査の実施や情報提供などを通して、企業に向けた啓発を図ることや、経営者自身が女性の雇用や管理職への登用等に積極的になれるよう働きかけを行いつつ、企業におけるポジティブ・アクションの取組などにも注視し、企業への支援に努めます。

取組の方向性	担当部局
①労働条件、賃金等の状況や、仕事と家庭生活との両立支援体制の実態等の調査を実施し、男女平等やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業・事業所に対する啓発を行います。	企画政策課 商工観光課
②企業等における男女平等の雇用や両立支援への取組を促進するため、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、育児・介護休業法等の法律・制度や両立支援制度に関する学習機会や情報の提供を行います。	
③就業の場における男女共同参画を推進させるため、民間の企業等へ女性登用の拡大を促します。	

〈取組の現状及び目標〉

施 策 方 針	項 目	現 状 (令和 4 年度)	今後の取組・目標
1	生産技術・経営能力を高めるための 学習機会の確保	年 21 回 (平成 28 年度末現在)	年 21 回
1	家族経営協定締結の推進	締結率／23.9%	締結率／30%
1	「ワーク・ライフ・バランス」の認 知度	66.2%	80.0%
1	女性起業の支援	新規就業者認定数の うち女性の割合／44 名中 9 名	新規就業者の 1/3
2	各種審議会における女性委員割合	25.8%	40.0%
2	市役所の係長職以上に占める女性 職員の割合	10.1%	20.0%
2	女性リーダーのためのマネジメン ト研修への派遣	年 1 回 1 人	年 2 回 2 人
2	女性職員を対象としたキャリアア ップ研修の実施	年 1 回	年 2 回
3	男女雇用均等法等の情報提供を広 報紙へ掲載	年 0 回	年 1 回
3	「男女雇用機会均等法」の認知度	75.3%	100.0%
3	「育児・介護休業法」の認知度	76.7%	100.0%

基本方針② 職場（働く場）における男女共同参画の推進

1 企業におけるポジティブ・アクションの促進

女性の活躍が進むことは、多様な視点や新たな価値観を取り入れることが期待されるとともに、女性だけでなく、男女が共に仕事と仕事以外の生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものです。

そのため、企業における女性の参画促進に向けて、管理職等への女性の登用を進めるとともに、労働者が職業生活・家庭生活・地域生活の両立ができる企業の環境づくりの支援に努めます。

取組の方向性	担当部局
①一人ひとりのやる気を引き出し、やりがいを実感できる職場づくりに向けて、企業等に対し、男女共同参画を推進する啓発事業に取り組みます。	企画政策課 商工観光課
②男女がともに働きやすい職場環境を構築するため、国や県、市などの労働に関する法律・制度について周知し、その活用を促進します。	
③労働者が職業生活、家庭生活、地域活動に参加できるよう、事業所に対して労働時間短縮への啓発を図ります。	
④有給の病気休暇取得の保障等について、事業所等に対する啓発を行います。	

2 働く場における平等な機会と公平な待遇の確保の推進

アンケート調査結果では「女性と男性で差別されていること」として「賃金に差別がある（50.0%）」とする回答が最も多くなっています。また、非常勤の勤めの方は、常勤の勤めの方と比べて、能力開発の機会に恵まれず、十分なキャリア形成ができないことや、不安定な雇用形態にあることから、雇用安定につながる処遇改善や労働条件の整備を促進する必要があります。

そのため、企業に対して雇用環境の改善に向けた啓発を行っていくとともに、相談体制や情報の提供等の支援に努めます。

取組の方向性	担当部局
①パートタイム・派遣労働者等の労働条件向上のため、パートタイム労働法等の周知徹底を図り、雇用環境の改善に向けた啓発活動を行います。	企画政策課 商工観光課
②働く男女が性別による不利益な取り扱いを受けないよう、労働環境の整備のための取組を支援します。	
③就業の場における様々な相談に対応するため、相談窓口設置を促します。	

3 女性の就業支援

出産・育児等により離職した女性は、再就職への意欲はあっても、離職後のブランクや仕事と家庭等の両立に対する不安などで、就職へ踏み出せない現状があります。

そのため、必要な情報の提供や、子育てしながら受講できる職業訓練の機会の提供等を行い、スキルアップを図れるよう、女性の就業支援を行っていきます。

取組の方向性	担当部局
①就労を支援する各種講座等を開催し、就業や再就職等を希望する市民に対して、就職に向けた支援を行います。	企画政策課 商工観光課
②キャリア相談や職業紹介、求職活動に役立つ保育情報の提供を行うなど、子育てのために仕事を辞めた女性やひとり親家庭の母等の再就職支援に努めます。	福祉介護課 こども未来課
③さまざまな分野にチャレンジする女性に対して、語学学習、キャリアプランづくり、子育てとの両立など、キャリアコンサルタントや保育士などによるアドバイスや支援を図ります。	企画政策課 商工観光課

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (令和4年度)	今後の取組・目標
1	「ポジティブ・アクション」の認知度	36.4%	60.0%
1	男女共同参画や女性の職場環境についての啓発チラシ送付	年0回	年1回
2	雇用環境等の改善啓発等のチラシ配布	年0回	年1回
2	「職場における女性と男性での差別はない」と思う人の割合	61.7%	80.0%
3	就労支援等の啓発資料を広報紙に掲載	年0回	年1回
3	女性起業家応援プロジェクトによる起業支援セミナー受講者起業数	1名	10名
3	高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の対象者数	4名	5名

基本方針③ ワーク・ライフ・バランスの推進

1 働く男女の育児・介護支援の促進

アンケート調査結果では「責任や役割を果たすために必要なこと」として「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと（43.0%）」が最も多い回答となっています。

そのため、事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度や関連する様々な制度等について周知及び普及を促進し生活環境の整備向上を図ります。

取組の方向性	担当部局
①労働基準法や男女雇用機会均等法における、妊娠・出産・育児等に関する制度の周知・啓発を行います。	こども未来課 企画政策課
②男性の家事・育児への参画を促すために、男性を対象とした料理教室や子育て講座を開催し、学習の機会や情報を提供します。	企画政策課 こども未来課 生涯学習課
③学童保育を推進し、小学校の余剰教室等を活用して適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	こども未来課
④ファミリー・サポート・センター事業を通して、仕事と育児の両立を支援します。	こども未来課
⑤情報交換や仲間づくりの場となる子育てサークルの活動を育成・支援します。	こども未来課

2 ワーク・ライフ・バランスの普及，啓発

アンケート調査結果では「ワーク・ライフ・バランスを進めるための取組」として「ワーク・ライフ・バランスについて理解を広める（46.2%）」が最も多い回答となっています。男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには，仕事と家庭・地域活動等の両立支援を推進していく必要があります。

そのため，ワーク・ライフ・バランスの重要性について理解を促進できるよう，国・県等の関係機関と連携し情報提供に努めます。

取組の方向性	担当部局
①国・県等の関係機関と連携しながら，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進施策，相談機関等の情報提供に努めます。	総務課 企画政策課
②国・県等の関係機関と連携しながら，仕事と家庭が両立できる職場づくりのための各種法制度や支援制度等の情報提供に努めます。	

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (令和4年度)	今後の取組・目標
1	ファミリー・サポート・センターの設置	—	1カ所

基本方針④ 職場におけるあらゆる形態の暴力の根絶

1 ハラスメント等の早期発見と被害の防止

昨今、「パワハラ」「モラハラ」など、職場における「ハラスメント」が急増しています。相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、当事者や周囲に身体的・精神的な苦痛を与え、就業環境を悪化させる行為をなくすためには、職場での周知や対策への支援が必要となります。

そのため、ハラスメントの防止について、様々な機会を通じて周知に努めるとともに、関係機関における各種相談窓口の情報提供や関連講座の開催等啓発を行っていきます。

取組の方向性	担当部局
①関係課や関係機関と連携した被害者支援体制の確立や、早期発見のための相談対応マニュアルの整備に取り組みます。	総務課 企画政策課 商工観光課
②ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、職場などにおけるハラスメントを防止するため、関連講座を開催する等の啓発活動に取り組みます。	

2 被害者に対する支援

被害者にとっては相談までに時間を要する場合もあり、その結果、問題がより悪化してしまう状況が考えられます。男女が仕事上の対等なパートナーとして人格を尊重しあい、働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメント防止についての取組は不可欠であり、啓発活動や相談体制の充実を図らなければなりません。

そのため、関係機関と連携し、相談機関の情報提供や無料相談の実施等の支援に努めます。

取組の方向性	担当部局
関係機関と連携して、相談機関の情報提供や無料相談の実施等、ハラスメント被害者の支援に取り組みます。	総務課 企画政策課 商工観光課

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (令和4年度)	今後の取組・目標
1	ハラスメント防止啓発資料を広報紙へ掲載	年0回	年1回

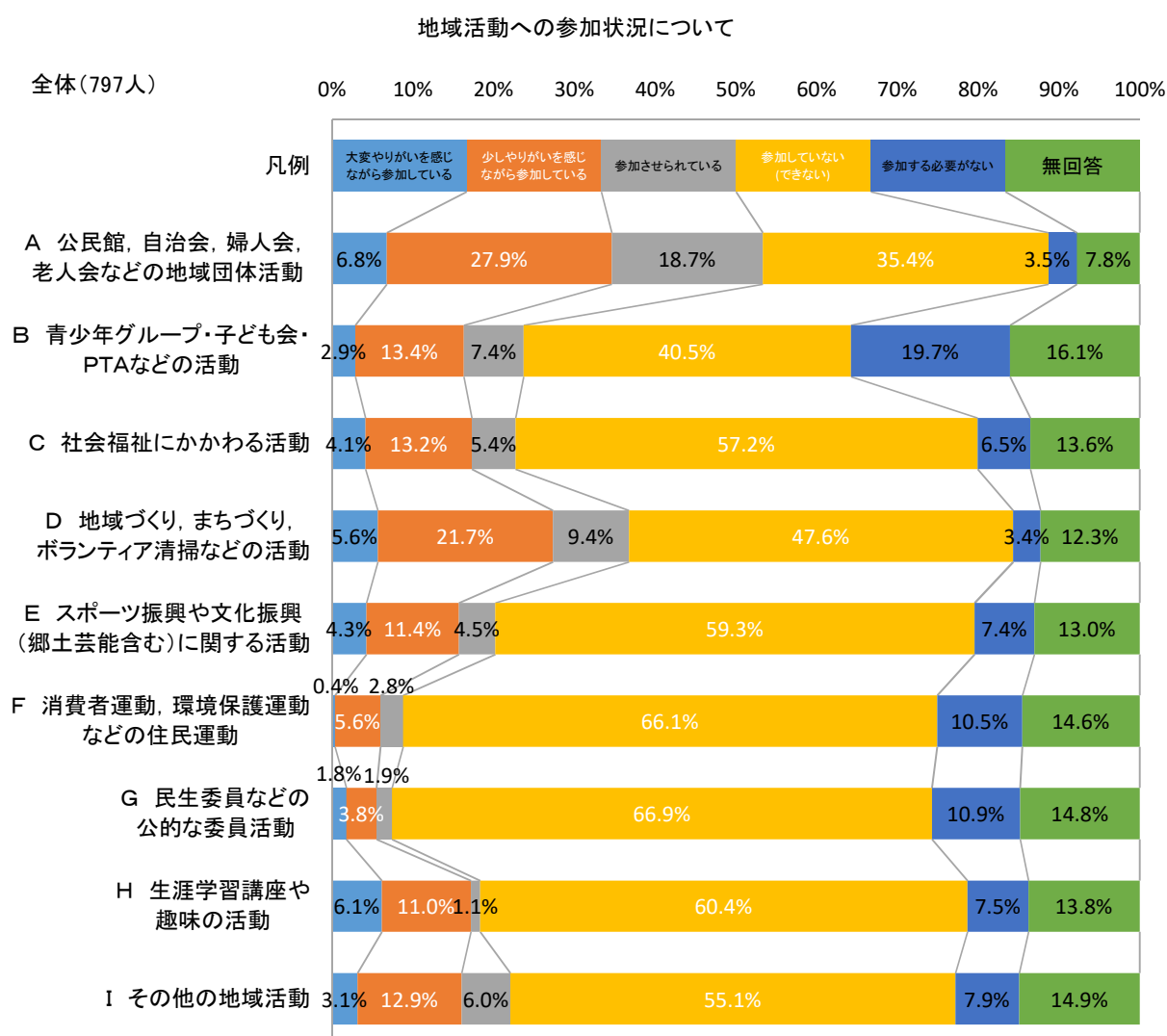
基本目標Ⅳ 男女がともに参画する“地域社会”づくり

【現状と課題】

女性も男性も，互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわらず，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため，まちづくりの原点である「互いの支えあい」による社会参加意識の醸成，女性が一層の市政への参加ができる環境づくりなど，継続した取組が必要です。

男女の性差に応じて生涯を通じた健康づくりを推進するとともに，経済的困難や社会的困難など，さまざまな生活上の困難に直面する女性等の支援体制の充実を図ります。

また，近年，複雑多様化している男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた対応や，被害者救済及び自立に向けた支援体制の充実，女性視点を反映した地域の防災力向上に取り組み，安心・安全な暮らしの実現を目指します。



基本方針① 共生・共働による活力あるまちづくり

1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

暮らしやすく活力ある地域社会づくりを進めるためには、男女ともに地域社会における諸活動に参画することができる環境の整備と意識の啓発が必要となります。未だ地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や若者のニーズに配慮した運営が行われにくいことが課題といえます

そのために男女共同参画社会の実現を目指す活動を推進するためのリーダーの養成や、活動拠点の充実を図ります。

取組の方向性	担当部局
① P T Aや自治会など各種団体の地域活動における男女共同参画を促進するための仕組みづくりに取り組みます。	学校教育課 総務課
② 女性の積極的な地域活動参画を推進するため、男女共同参画の視点を持った女性リーダー育成の学習機会を提供するとともに、男女共同参画に関する事業等についての情報提供を行います。	企画政策課 生涯学習課

2 あらゆる人を排除しない地域社会づくり

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けては、ひとり親世帯、高齢者、障がい者、外国人、貧困など生活上の困難を抱える方の健康維持や生活の安定に向けた支援が必要となります。社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱える場合があるため、孤立させることなく多様性を尊重する環境づくり等に取り組みます。また、生活困窮者自立支援法の施行や自立相談支援事業の実施の義務付けにより、自治体には支援体制の強化が求められています。

そのために地域における各種相談員の活動に対する支援等を推進し、多様性を認め合い、互いを尊重して支え合う地域社会の実現を図ります。

取組の方向性	担当部局
① 高齢者や障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活し、その意欲や能力に応じて社会へ参画していけるよう、社会参加活動を促す研修会・講演会等の開催に努めます。	生涯学習課 福祉介護課
② 社会を支える重要な構成員として、高齢者や障がい者が地域の中で自立し社会参画していくために、就労支援の総合的な推進体制を目指します。	福祉介護課
③ 日常生活において必要な情報を外国語による表記も行い、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを推進します。	全庁
④ さまざまな生活上の困難に直面する方に対し、関係機関等と連携し、世帯や子どもの実情に応じた自立支援を行うとともに、支援体制の強化を図ります。	福祉介護課 こども未来課

3 地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の推進

地域では、男女の役割分担に対する偏った意識や評価が残っているなど、女性が社会活動に参加しにくい状況があります。また、核家族化や少子高齢化の進行によって、地域での支え合いや地域コミュニティの必要性が高まっています。

そのため、男女がともに、様々な地域の活動に参画できるよう、啓発の充実を図るとともに、コミュニティセンターや各地域で行われている各種の自主的な地域活動が円滑に行われるよう支援していきます。

取組の方向性	担当部局
①男女共同参画に関する理解を深めるために活動している市民に対する支援を行います。	全庁
②男女共生フォーラムの開催などを通じて、女性団体等の活動やネットワークづくりを支援します。	企画政策課
③地域の子育てを支援するため、子育てに関する専門職や多様な団体、サークル等と協働しながら、子育てに係る環境づくりを推進します。	こども未来課

4 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

被災時においては、男女双方や子育て家庭のニーズ等に配慮した避難所運営など、男女共同参画の視点を踏まえた防災体制が求められます。

そのため、防災分野における意思決定・政策方針決定の過程や、現場における女性の参画を拡大し、多様な視点を反映することで地域の防災力向上を図ります。

取組の方向性	担当部局
①男女双方の視点を反映した防災体制の整備を促進するため、防災会議や消防団等、防災分野の意思決定の場への女性の参画を促進します。	総務課
②地域防災推進員の育成や防災訓練を行い、性別を問わず防災に対する知識を有する人材育成に努め、体制強化を図ります。	
③防災に関する学習機会の提供や知識の普及に努めます。	

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項 目	現 状 (令和 4 年度)	今後の取組・目標
2	高齢者・介助者向け講演会等の開催	・認知症講演会／2回 ・介護事業者向け講演会／1回 ・認定サポーター養成講座／3回	・認知症講演会／2回 ・介護事業者向け講演会／1回 ・認定サポーター養成講座／3回
2	高齢者学級の開催	15 学級／年 9 回	15 学級／年 9 回
4	防災分野の各種委員等への女性の登用	0 人	3 人
4	女性消防団員の確保	10 人	12 人

基本方針② 市の推進体制の充実

1 総合的な推進体制の充実・強化

本市における男女共同参画社会の実現には、行政・関係機関・企業・民間団体・市民が一体となってプランを推進していく必要があります。

そのために必要な推進体制の充実とプランの進捗管理、啓発活動を行っていきます。

取組の方向性	担当部局
①庁内の男女共同参画推進会議及び外部委員で構成される男女共同参画推進懇話会の開催を通じ、市の男女共同参画施策の進捗管理及び施策の効果的な推進を図ります。	企画政策課
②成果目標の達成度把握や取組の進捗管理を行い、プランの実現に努めます。	
③一人ひとりが男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいけるよう、市職員及び市民等を対象とした研修を行い、啓発を図ります。	

〈取組の現状及び目標〉

施策方針	項目	現 状 (令和4年度)	今後の取組・目標
1	男女共同参画推進懇話会の開催	年2回	年2回
1	男女共同参画推進検討会の開催によるプランの進捗状況確認	年1回	年1回

曾於市配偶者等からの暴力防止
及び被害者支援計画

目 次

第1章 計画の概要	47
1 計画策定の趣旨・目的	47
2 計画の位置づけ	47
3 計画の期間	47
第2章 計画の内容	49
1 基本理念	49
2 重点施策	49
3 施策体系	50
第3章 基本理念の実現に向けた個別施策	51
基本目標Ⅰ DV根絶に向けた啓発と教育の充実	51
基本目標Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実	53
基本目標Ⅲ 被害者等の安全確保	55
基本目標Ⅳ 被害者の自立支援の充実	57

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・目的

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／以下DV）は、配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナーまたはパートナーであった人から振るわれる暴力のことで、DVは、個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害と言えます。

DVの被害者は圧倒的に女性が多く、男女がともに対等なパートナーであるという意識の欠如、社会的地位や経済力の格差など、今日に至るまでの社会構造が主な要因となっています。

DVは、これまで家庭内の問題として捉えられていましたが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」）が平成13年に施行され、「DVは人権侵害である」との認識が社会全体に少しずつ定着してきました。

また、平成19年に行われたDV防止法の一部改正で、「市町村は、国の定める基本方針に即し、かつ都道府県基本計画を勘案して、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的計画を定めるよう努めなければならない」と規定されたことを踏まえ、DVの根絶に向け、各種の施策を積極的に推進することを目的として、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」です。

また、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ鹿児島県が定める「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を踏まえて策定しました。

さらには、「第2次曾於市総合振興計画」や「第2次曾於市男女共同参画プラン」などの関連計画との整合性を図った計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、2018年度から2027年度までの10年間とします。

ただし、計画期間内であっても、「DV防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改正や社会情勢の変化等により、新たに計画に盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）とは

● 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

DVとは、配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力のことです。社会的、経済的、身体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超えた重大な社会問題です。

● 暴力の形態

DVには、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心ない言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力、経済力を奪う等経済的な暴力など様々な形態が存在します。

● 暴力の特徴

DVは、外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

● 根底にある男女の不平等な関係

男女の固定的性別役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性蔑視の意識や、夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方などが社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

第2章 計画の内容

1 基本理念

あらゆる形態の暴力の根絶

第2次曾於市男女共同参画プランでは、『一人ひとりの個性を認め 男女（みんな）がともに輝けるまち』を基本理念とし、一人ひとりが自らの意思に基づき、自信と誇りを持って職場・家庭・地域などあらゆる分野に参画し活躍できる社会作りを推進するとともに、固定的性別役割分担意識による慣習・慣行を見直し、男女とも全ての人が対等な立場で、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すこととしています。

本計画においては、男女が互いの性を尊重し、暴力を容認しない地域社会を創出するため、「あらゆる形態の暴力の根絶」を基本理念として掲げ、計画を推進します。

2 重点施策

➤ 一切の暴力を認めない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて広く市民の理解を深め、暴力を認めない社会の実現と、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

➤ DV被害者に寄り添った支援の推進

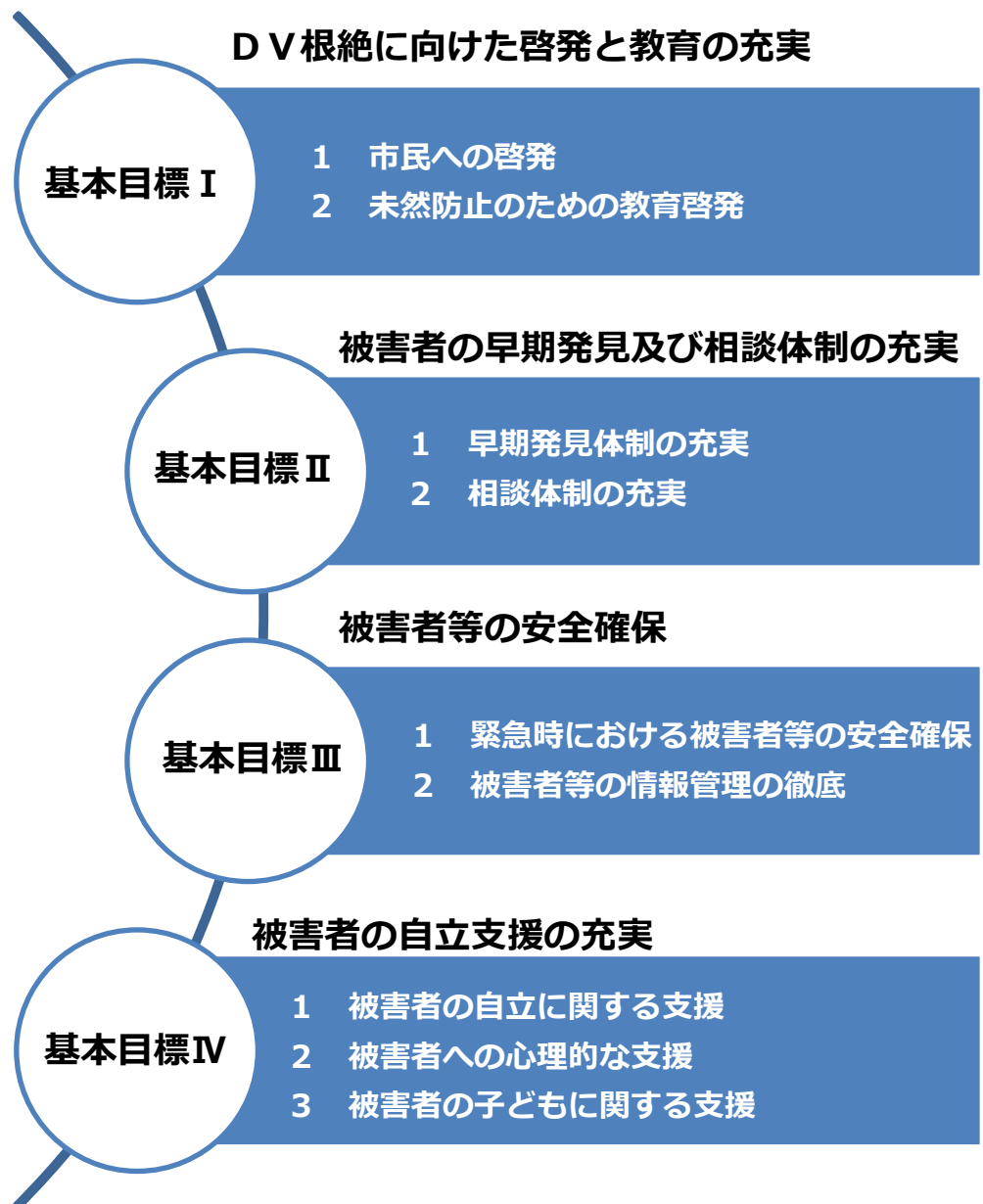
被害者の安全確保を最優先としながら、個々の状態や意向を十分に踏まえ、プライバシーに十分配慮しつつ、相談・保護から社会的な自立に至るまでの横断的な支援に努めます。

➤ 関係機関等との連携協力体制の充実

DV根絶のための啓発や被害者相談、一時的保護、社会的な自立等の各段階において、より円滑な支援を行うため、行政機関、警察、教育機関、医療機関、関係団体等と情報の共有化を図りながら、連携協力体制の充実に努めます。

3 施策体系

基本理念 あらゆる形態の暴力の根絶



第 3 章 基本理念の実現に向けた個別施策

基本目標 I DV根絶に向けた啓発と教育の充実

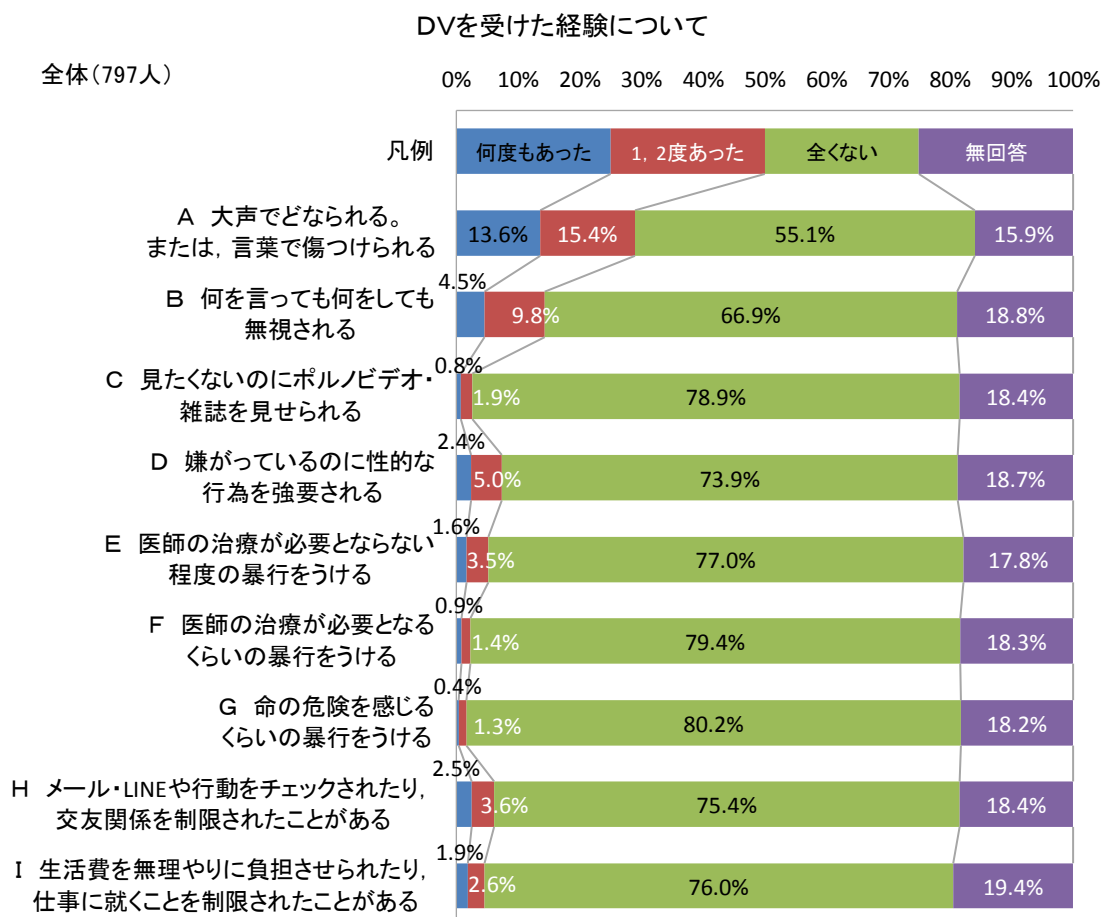
【現状と課題】

市民アンケート調査の結果では、実に 5 人に 1 人は何らかの DV を受けた経験があると回答しています。

DV は、家庭内で行われることが多く、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。また、DV 家庭で育った子どもに対して心身の成長・発達に深刻な影響を及ぼす場合があります。

このような現状を踏まえ、DV 防止の観点から、「男女が互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を社会全体で共有していくために、市民の DV に対する正しい理解と協力が得られるよう、啓発を進める必要があります。

また、配偶者間だけではなく、若い世代の男女間でも交際相手からの暴力（以下、デート DV）が起きていることから、若年層に対する人権尊重の教育や DV 防止の啓発についても併せて推進していく必要があります。



1 市民への啓発

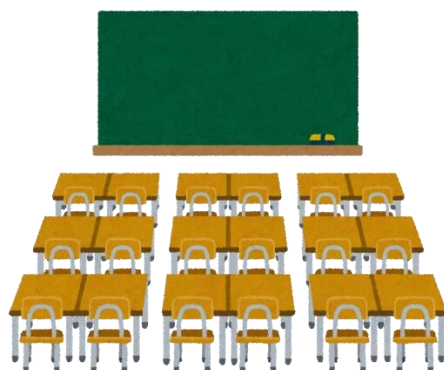
関係各課及び関係機関と協力し、DV法を踏まえた啓発資料を作成し、広報啓発や関係窓口への資料配置を行い、周知徹底を図ります。

取組の方向性
①市民向けDV防止に関する啓発冊子やリーフレット等を作成し、配布します。
②広報紙や市ホームページ等の媒体を活用し、DV防止についての啓発を行います。
③「女性に対する暴力をなくす運動」を通じ、DVに対する正しい理解と協力が得られるよう、啓発に努めます。

2 未然防止のための教育啓発

小中学校及び高校において、人権教育を通じて、デートDVを含めたDV防止啓発を行う等、児童・生徒が加害者にも被害者にもならない教育に取り組みます。

取組の方向性
①幼少期から人権を尊重し暴力を許さない心を育むため、家庭教育の大切さについて啓発に努めます。
②児童・生徒の人権尊重意識・男女共同参画意識を高めるための人権教育、男女平等教育、性に関する指導の充実に努めます。
③中学生や高校生等の若年者向けの啓発冊子やリーフレットを作成・配布し、デートDV防止の啓発に努めます。



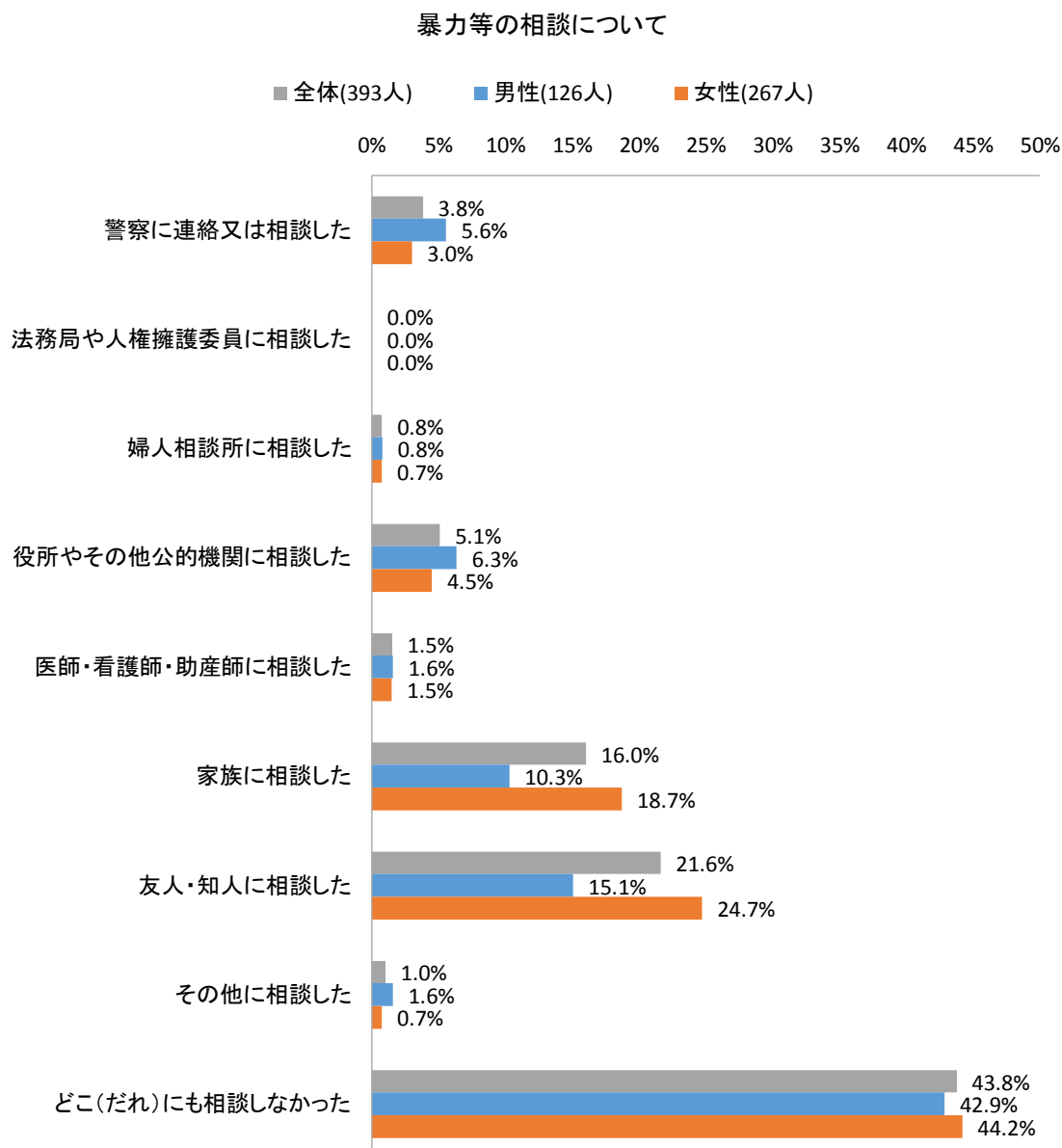
基本目標Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実

【現状と課題】

アンケート調査結果では、DVを受けた被害者のうち、友人・知人に相談した人の割合は2割程度にとどまっており、また、市の窓口で相談した人は1割にも満たない状況となっています。

DV被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるよう、被害者を発見しやすい立場にある関係者の協力も得るなかで、被害者のDVへの気づきを促すため、相談窓口の周知に努めるとともに、関係各課・関係機関の連携を図るなど被害者に配慮した相談体制を整えていく必要があります。

また、被害者を理解し適切な対応を行うためには、相談担当職員の資質の向上を図ることも必要です。



1 早期発見体制の充実

関係各課及び関係機関と協力して広報啓発や関係窓口への資料配置を行い、相談窓口の周知徹底を図ります。

また、医療機関や教育委員会との連携により、職務上DV被害者や子どもが訪れる施設の関係者に対し、DV被害者の疑いがある場合の通報徹底を促します。

取組の方向性
①市民に対する相談窓口及び通報先についての周知徹底を図ります。
②「DV防止法」に定めるDVの発見者による通報の努力義務規定を職務上の関係者に対し、啓発に努めます。
③医療関係者、福祉関係者、学校関係者、民生児童委員等に対して、DVに関する情報提供を行い、早期発見への協力を呼びかけます。

2 相談体制の充実

DVを含めたあらゆる暴力に関する相談及び支援に努めるとともに、被害者の相談内容に応じて庁内の関連部署、警察などの関係機関との情報共有や、民間支援団体との連携を図り、被害者支援に努めます。

また、DV被害者が抱える複雑かつ多様な問題を解決するため、相談体制の充実を図ります。

取組の方向性
①DV相談については、保健所、警察署等の関係機関と十分な連携を図ります。
②DV被害者が訪れる窓口職員を主体に、DV被害者の相談に対応できるようにするため、積極的に研修へ参加し、相談スキルの向上に努めます。
③民間支援団体との連携強化に努めます。

基本目標Ⅲ 被害者等の安全確保

【現状と課題】

被害者に対する暴力が緊迫している場合は、警察との連携や一時保護施設への入所等により、速やかに被害者等の安全を確保する必要があります。

さらには、加害者に被害者等の居所等を知られることがないように、住民基本台帳の閲覧制限や、保険・年金関係、就学関係等の情報管理を徹底することが重要です。

保護命令制度の情報提供や制度利用に当たっての助言等、被害者に寄り添った支援を行うことが必要です。

1 緊急時における被害者等の安全確保

被害者に対する暴力が緊迫している場合は、警察との連携や一時保護施設への入所等により、速やかに被害者等の安全確保を図ります。

DVによる被害者の安全確保を図るために「DV防止法」に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、その広報に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において被害者への情報提供、手続きの支援を行います。

取組の方向性
①一時保護が必要な被害者について、関係機関と連携し、一時保護施設への入所を支援します。
②関係各課及び関係機関等との迅速な連携と情報共有を図り、被害者等の安全確保を最優先に考えた対応につなげます。
③保護命令制度を迅速に利用できるよう、制度利用に関する情報提供や助言を行い、状況に応じて裁判所への同行等、必要な支援を行います。

2 被害者等の情報管理の徹底

加害者に被害者等の居所等を知られることがないように、住民基本台帳の閲覧制限や、保険・年金関係、就学関係等の情報管理を徹底し、安全確保を図ります。

DV被害者の個人情報の取り扱いを徹底するために、個人情報取扱マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた対応に努めます。

取組の方向性
①支援措置の必要性を確認するなど、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。
②被害者の個人情報管理を徹底するよう職員の研修を行います。



基本目標Ⅳ 被害者の自立支援の充実

【現状と課題】

DV被害者が、心身の健康を取り戻し、自立して生活していくためには、様々な支援が必要です。

新たな場所で自立して生活するためには、生活費や住宅の確保、就業機会の確保、子どもの就学等複数の問題を同時に抱えるとともに、様々な手続きが必要となります。

そのため、生活保護制度をはじめとする福祉・保険制度による支援、住宅確保に向けた支援、就労に向けた支援、心理的な支援、子どもへの支援等を関係各課が連携して行うことが重要です。

1 被害者の自立に関する支援

緊急時における被害者等の安全確保から、避難後の生活再建等を含め、DV被害者の意思を尊重しながら、切れ目のない支援を行います。

取組の方向性
①DV被害者の自立に向け、関係部署が連携を図り、生活支援に関する情報提供及び相談を実施します。
②生活に困窮しているDV被害者に対し、生活保護制度等による適切な経済的支援を行います。
③DV被害者が安心して生活できるよう、市営住宅などについての情報提供に努めます。
④DV被害者が経済的基盤を確立し、自立した生活を送れるよう、就業に向けた支援を行います。

2 被害者への心理的な支援

DV被害者は、加害者からの避難後も心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、心理的な問題を抱えるケースが多くあることから、被害者の被害状況や家庭環境等を把握し、必要に応じて医療機関や関連機関と連携しながら心理的なケアに努めます。

取組の方向性
①被害者に対してカウンセリング等を行い、心理的な支援の充実に努めます。
②保健所や関係機関等と連携し、カウンセリングや精神的治療に関する情報提供を行います。

3 被害者の子どもに関する支援

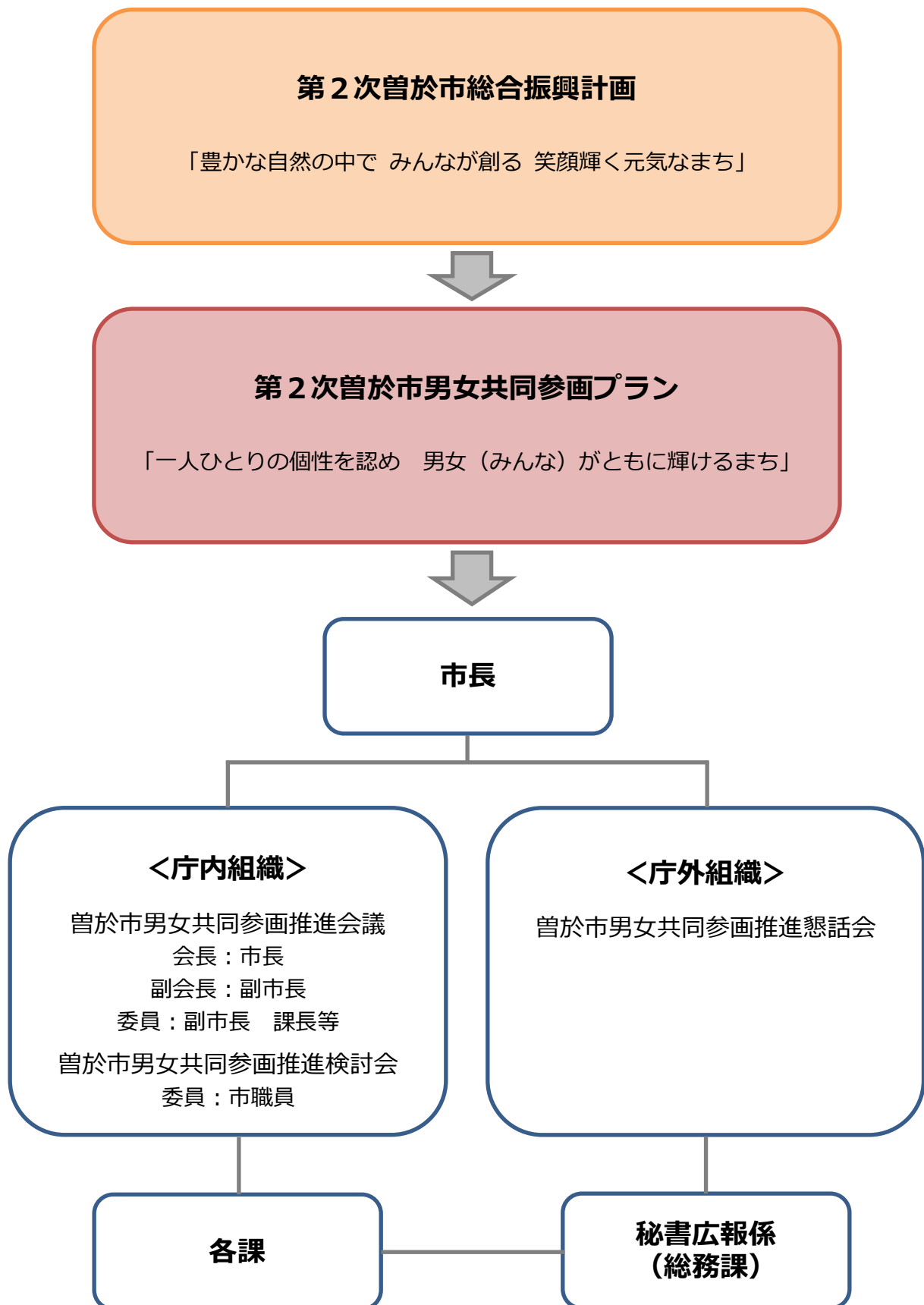
DVを身近に見てきた子供への心理的な影響や健康面・教育面での影響に配慮するため、関係機関と連携したケアに努めます。

取組の方向性
①保育所への優先入所や学校における就学の確保等、適切な支援を行います。
②保育所、幼稚園、学校等において適切な配慮が受けられるよう、保育士や教員、スクールカウンセラーによる相談支援体制の充実に図ります。
③ファミリー・サポート・センターや子育て支援サービスについての情報提供を行います。



參考資料

第2次曾於市男女共同参画プランの推進体制



男女共同参画基本法

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号改正

同 十一年十二月二十二日同第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則

(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

鹿児島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日

条例第56号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第16条）

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会（第17条—第24条）

附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3） セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害

する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定

し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント

(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力行為（精神的苦痛を著しく与える行為を含む。）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第22条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(平21条例14・一部改正)

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則（平成21年3月27日条例第14号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

曾於市男女共同参画推進会議設置要綱

平成18年6月1日訓令第20号

改正

平成19年3月30日訓令第10号

平成21年3月27日訓令第6号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、曾於市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 関係課等の男女共同参画に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長とし、副会長は企画課を担当する副市長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長の職務等)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 10 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

企画課を担当する副市長以外の副市長 教育長 曾於市行政組織条例（平成 20 年曾於市条例第 38 号）第 1 条に規定する課の課長 大隅支所長 財部支所長 会計課長 福祉事務所長 議会事務局長 教育委員会総務課長 学校教育課長 社会教育課長 農業委員会事務局長 監査委員事務局長

曾於市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成18年6月1日告示第42号

改正

平成21年3月27日告示第13号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成に当たって、広く住民の意見を取り入れ、男女共同参画社会の形成実現に向けた施策を総合的に推進するため、曾於市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会形成に関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市内の企業及び事業所の代表者
- (4) 一般公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第13号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成18年6月1日告示第42号

改正

平成21年3月27日告示第13号

目次

第一章総則（第一条—第四条）

第二章基本方針等（第五条・第六条）

第三章事業主行動計画等

第一節事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節特定事業主行動計画（第十五条）

第四節女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活

に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハその他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」とい

う。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章事業主行動計画等

第一節事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一計画期間

二女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者

に占める女性労働者の割合，男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合，労働時間，管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は，一般事業主行動計画を定め，又は変更したときは，厚生労働省令で定めるところにより，これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は，一般事業主行動計画を定め，又は変更したときは，厚生労働省令で定めるところにより，これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は，一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに，一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって，常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは，事業主行動計画策定指針に即して，一般事業主行動計画を定め，厚生労働省令で定めるところにより，厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも，同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め，又は変更しようとする場合について，第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め，又は変更した場合について，それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は，前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき，厚生労働省令で定めるところにより，当該事業主について，女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し，当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は，商品，役務の提供の用に供する物，商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も，前項の規定による場合を除くほか，商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は，認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは，第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって，常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が，当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において，当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようと

するときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画

の策定，労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関，それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は，政令で定めるところにより，事業主行動計画策定指針に即して，特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

一計画期間

二女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は，特定事業主行動計画を定め，又は変更しようとするときは，内閣府令で定めるところにより，採用した職員に占める女性職員の割合，男女の継続勤務年数の差異，勤務時間の状況，管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し，女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で，その結果を勘案して，これを定めなければならない。この場合において，前項第二号の目標については，採用する職員に占める女性職員の割合，男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合，勤務時間，管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は，特定事業主行動計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は，特定事業主行動計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

6 特定事業主は，毎年少なくとも一回，特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は，特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに，特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は，厚生労働省令で定めるところにより，職業生活を営み，又は営もうとする女性の職業選択に資するよう，その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は，厚生労働省令で定めるところにより，職業生活を営み，又は営もうとする女性の職業選択に資するよう，その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は，内閣府令で定めるところにより，職業生活を営み，又は営もうとする女性の職業選択に資するよう，その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する

る情報を定期的に公表しなければならない。

第四章女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することによ

り、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一一般事業主の団体又はその連合団体

二学識経験者

三その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金

に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一第十八条第四項の規定に違反した者

二第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一第十条第二項の規定に違反した者

二第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日
女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章保護命令（第十条―第二十二條）

第五章雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二補則（第二十八条の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。

以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷

し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴

力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。一命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、しゅう又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び

次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身邊につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身邊につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた

後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配

偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様と

する。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護，捜査，裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は，その職務を行うに当たり，被害者の心身の状況，その置かれている環境等を踏まえ，被害者の国籍，障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに，その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は，職務関係者に対し，被害者の人権，配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため，加害者の更生のための指導の方法，被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し，必要な援助を行うよう努めるものとする。
（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は，次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村，社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は，第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
（国の負担及び補助）

第二十八条 国は，政令の定めるところにより，都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち，同項第一号及び第二号に掲げるものについては，その十分の五を負担するものとする。

2 国は，予算の範囲内において，次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち，同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は，生活の本拠を共にする交際（婚

姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、

「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

用語の解説

育児・介護休業法

子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続及び再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立を支援することにより、福祉の増進、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。

鹿児島県男女共同参画推進条例

男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、平成13年12月に制定されました。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な言動や身体への過剰な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布などあらゆる場においての性的いやがらせのことです。

ジェンダー

社会的文化的に作られた性のことを指します。これに対し、生物学的な性をセックスといいます。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより男女が当該活動に参画し、かつ共に責任を担うべき社会のことです。男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月に制定されました。

男女雇用機会均等法

雇用の際、募集・採用・配置・昇進、教育、待遇面等において、性別による差別的な扱いを禁止した法律です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者等（パートナー）からの暴力のこと。婚姻の有無を問わず親密な関係にある男性が女性に対して用いる身体的・心理的暴力のことを指します。

ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の意味。配偶者からの暴力に係る通報，相談，保護，自立支援等の体制を整備し，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

ポジティブ・アクション

〔積極的改善措置〕の意味。様々な分野において，活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため，必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，活動に参画する機会を積極的に提供するものです。

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

職場において妊娠や出産した人に対して，妊娠や出産が仕事に支障をきたすという理由で精神的，身体的な嫌がらせを受けることです。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康・権利」の意味。妊娠，出産に関わる女性の健康を重視し，いつ何人産むかを自己決定する概念のことをいいます。

ワークライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き，仕事上の責任を果たすとともに，家庭や地域生活においても，子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択，実現できる社会の実現を目指します。

第2次曽於市男女共同参画プラン
曽於市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画

■発行年月日 平成30年3月

■発行 鹿児島県 曽於市

■編集 企画課

〒899-8692

鹿児島県曽於市末吉町二之方1980番地

TEL : 0986-76-1111

FAX : 0986-76-1122
